

日向市
都市計画マスタープラン
立地適正化計画

本編（素案）

令和●年●月

目次

頁

はじめに.....	- 1 -
1. 本計画について	- 2 -
2. 改訂にあたって	- 4 -
3. 本市の都市づくりに係る課題	- 6 -
第1章 都市づくりの方向性	- 9 -
1. 都市づくりのテーマ.....	- 10 -
2. 都市づくりの目標と方針	- 11 -
3. 目指すべき都市の骨格構造	- 15 -
4. 将来都市構造	- 19 -
5. 土地利用構想	- 24 -
6. 市街化調整区域土地利用ビジョン.....	- 34 -
第2章 分野別構想.....	- 37 -
1. コンパクト・プラス・ネットワーク	- 38 -
2. 道路施設.....	- 41 -
3. 都市防災.....	- 44 -
4. 公共施設・生活環境.....	- 49 -
5. 住宅・宅地整備	- 52 -
6. 公園・緑地.....	- 53 -
7. 景観・歴史文化	- 56 -
8. 産業	- 58 -
第3章 地域別構想.....	- 61 -
1. 地域区分の設定	- 62 -
2. 地域別構想	- 64 -
第4章 防災指針	- 81 -
第5章 都市づくりの実現に向けて.....	- 85 -
1. 実現に向けた取り組み.....	- 86 -

はじめに

1. 本計画について

(1) 本計画の目的

本計画は、日向市が将来にわたり持続的に発展し、誰もが安全・安心で豊かに暮らすことのできる都市づくりの推進を目的とするものです。人口減少・少子高齢化、生活機能の集約化、防災・減災、地域経済の活性化等、社会・経済環境の大きな変化に的確に対応するため、従来の都市計画マスタープランと立地適正化計画を統合し、都市づくりの方向性を一体的かつ総合的に示します。

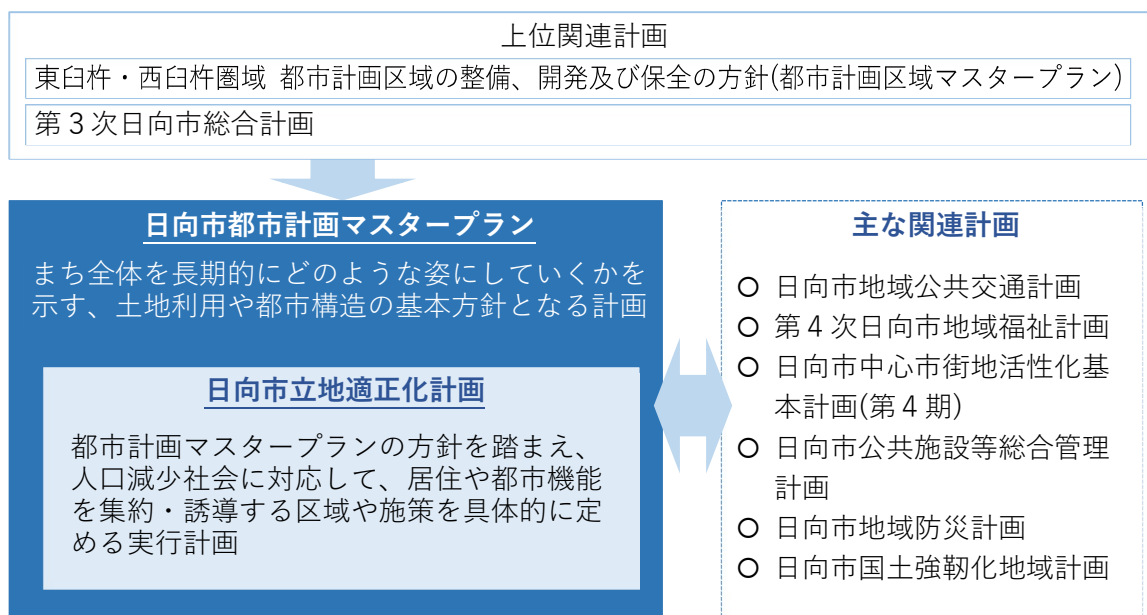
また、市民、事業者、行政が共通の将来像を共有し、多様な地域資源を活かしながら、持続可能な都市構造と地域コミュニティの維持・再生を図るための指針として位置付けます。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての都市計画マスタープランと、都市再生特別措置法第81条に基づく「立地適正化計画」を統合した、日向市の都市政策の最上位計画です。

上位計画である総合計画の将来像とまちづくりの方向性を踏まえ、土地利用、都市施設、防災、居住、生活サービスに関する施策体系を総合的に示し、各種個別計画や都市計画決定に関する判断の基礎となります。

また、国や県の計画・方針と整合を図りつつ、市域全体のバランスの取れた発展と地域特性を踏まえた施策展開を誘導する役割も担います。



(3) 本計画の役割

本計画は、都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体的に示し、両計画の役割を総合的に担うものです。都市計画マスタープランとしては、持続的かつ発展的な都市構造の実現に向け、地域特性に応じた都市計画制度の活用方針を示すとともに、既存集落の維持に向けた市街化調整区域の土地利用の方向性や、産業振興に資する土地利用のあり方を整理し、市民に都市づくりの考え方を伝える役割を果たします。

一方、立地適正化計画としては、拠点の再生を図るために必要な都市機能の誘導方針を示し、若者や子育て世代の定住につながる居住・生活環境の形成を推進します。また、拠点での取組を周辺地域へ波及させるための連携施策を整理し、事前復興を見据えた防災指針の見直しを行うことで、安全で持続可能な都市構造の構築を支える役割も担います。

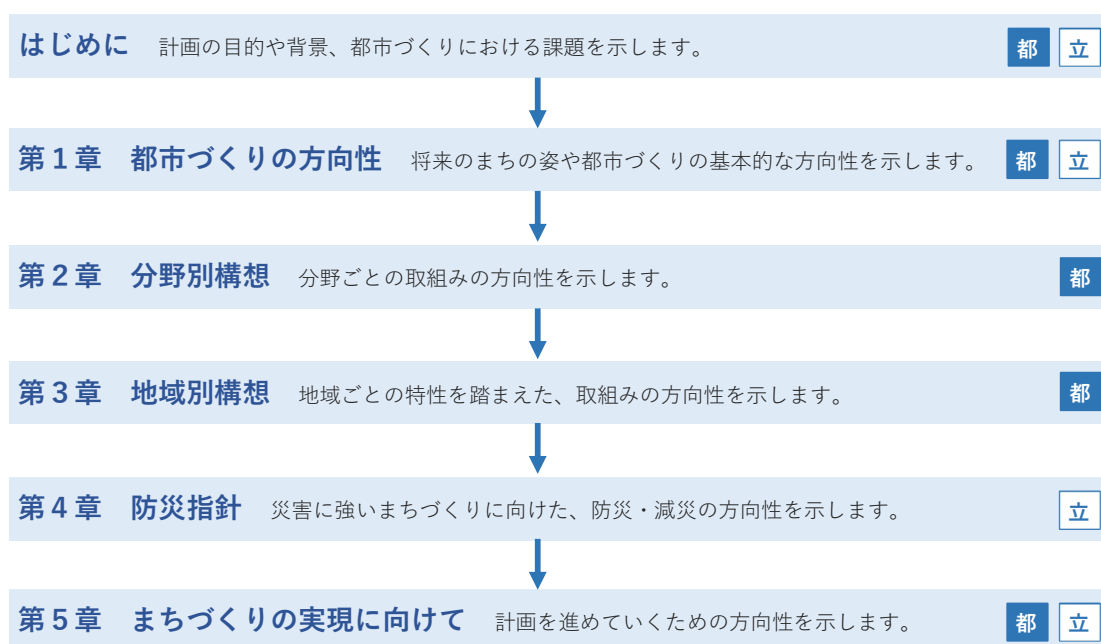
(4) 本計画の目標年次

本計画は、概ね 20 年後を見据えた都市の将来像を展望しつつ、日向市都市計画マスタープラン（平成 30 年策定）及び日向市立地適正化計画（令和 3 年策定）の基本的な方針を継承し、社会情勢の変化等を踏まえて整理する改訂計画です。

このため、目標年次は現行計画を引き継ぎ、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

(5) 全体構成

本計画は都市計画マスタープランと立地適正化計画が一体となった計画であり、共通する記載内容を整理した構成としています。



都：都市計画マスタープラン 立：立地適正化計画

2. 改訂にあたって

本計画の改訂にあたっては、本市の現況や社会情勢等の変化を踏まえ、都市計画マスタープランと立地適正化計画が一体となった計画として策定します。

(1) 関連する主な上位関連計画

- **東臼杵・西臼杵圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)/令和8年策定(予定)**
[目指す都市づくり] 豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていく
- **第3次日向市総合計画/令和7年策定**
[将来像] 人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向
- **その他関連計画**
 - ・ 宮崎県北地方拠点都市地域基本計画/平成7年策定
 - ・ 都市計画に関する基本方針(宮崎県計画)/平成29年策定
 - ・ 日向市地域公共交通計画/令和5年策定
 - ・ 第4次日向市地域福祉計画/令和5年策定
 - ・ 日向市中心市街地活性化基本計画(第4期)/令和7年策定
 - ・ 日向市公共施設等総合管理計画/令和5年策定
 - ・ 日向市地域防災計画/令和7年策定
 - ・ 日向市国土強靱化地域計画/令和3年策定
 - ・ 日向市農業振興地域整備計画/令和8年策定(予定)
 - ・ 日向市森林整備計画(変更計画)書/令和7年策定
 - ・ 日向市水道ビジョン/平成30年策定
 - ・ 日向市下水道事業経営戦略/令和7年策定

本市は、宮崎県が策定する東臼杵・西臼杵圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に基づく都市づくりの考え方を踏襲します。そのため、本計画では既存の区域区分を維持することを基本とした地域特性と調和した柔軟な土地利用を図ります。

(2) 近年の社会情勢

- **全国的な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり(都市構造の最適化)**
人口減少を踏まえ、拠点に都市機能を集約し、公共交通等で地域をつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進
- **子育て世帯の移住・定住を支える生活環境の重視(子育て関連機能の充実)**
移住・定住の促進に向けて、住環境や教育・医療を含む子育て支援機能の充実
- **「稼ぐまち」を支える産業振興(地域資源の高付加価値化)**
成長戦略や観光立国推進施策として、観光や農水産物、物流の高付加価値化を進め、地域が持続的に稼ぐ仕組みづくり
- **南海トラフ地震や気候変動を踏まえた防災・減災(事前復興と強靱化の推進)**
地震や豪雨災害を見据え、減災・国土強靱化を加速するとともに、発災後の迅速な復旧を可能にする事前復興の取り組み

(3) 本市の都市づくりに係る現況

本市の都市づくりに係る現況として、主なものを整理します。

人口の動向	○人口減少と少子高齢化が進行。若年層・子育て世帯が特に少ない。
都市の概況	○中心市街地(日向市駅周辺)に都市機能が集積する一方、農山漁村部では空き家や生活サービス低下が顕著。市街化区域の多くは津波浸水が想定される。
都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○産業都市として工業の発展と都市基盤の整備 ○宮崎県北地方拠点都市地域の指定による市内3つの拠点形成 ○中心市街地活性化による拠点施設の整備や交流人口の増加 ○交通ネットワークの維持・確保による各地域拠点の連携推進 ○南海トラフ地震に備えた浸水想定区域内の避難対策の推進
都市構造	○平野部・沿岸部に居住・産業が集中し、調整区域(郊外や集落部)は過疎化が進行。自動車依存が高く、公共交通利用は限定的。
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> ○「防災施設の整備」や「道路・公共交通機関の整備」「雇用形態等の就業環境」は、市民の満足度が低く、重要度が高い。 ○8割以上の市民が定住意向を示している。市内他地区・市外への引越し希望の理由は、津波浸水想定区域であること、病院等の都市機能の利用が不便であることが挙げられる。 ○市街化調整区域の土地利用のあり方については、規制の緩和を求める意見がある一方、現行の制度を維持すべきとの意見や、慎重な対応を求める意見も見られる等、様々な考え方が示されている。

(4) 本計画における主な改訂内容

- **市街化調整区域等における既存集落の維持**
 - 人口減少、空き家・空き地の増加による環境の悪化等地域力の低下が進む集落を保全するための土地利用方針
- **産業促進観光リゾート等のゾーニング**
 - 持続可能な都市を目指し、新たな雇用創出、経済波及効果を生み出すため、津波の被害を避けた高台等への工業団地等の設置
 - 日豊海岸国定公園に代表される沿岸部等の観光資源を活用した観光産業の立地誘導
- **事前復興まちづくりを想定した土地利用のあり方**
 - 南海トラフ地震による津波被災後の土地利用のあり方について

3. 本市の都市づくりに係る課題

本市ではこれまで、区域区分による土地利用の管理や日向市駅周辺の拠点形成等、計画的な都市づくりを進めてきました。一方で、沿岸部の観光資源やゆとりある住宅環境等の魅力を背景に、市街化調整区域を中心として住宅・観光・産業の建築ニーズが高まる中、現行制度では十分に対応できていない状況があります。

また、市街化調整区域や都市計画区域外の集落では、人口減少やコミュニティの衰退が進んでおり、地域の実情に応じた土地利用や市街地との連携が求められています。

さらに、市街地の多くが浸水想定区域に位置することから、南海トラフ地震を見据えた防災対策や事前復興の考え方を強化する必要があります。

これらの課題を踏まえ、本計画では市の潜在力を活かしながら、安全で持続可能な都市の実現を目指します。

課題1 拠点再生による都市機能の再編と活性化

- 中心市街地では人口減少・商業空洞化が進み、都市機能の低下が懸念されます。駅前整備や公共施設再編を契機に、居住・商業・交流機能を集約し、拠点の魅力を高める必要があります。

課題2 稼ぐ都市づくりに資する産業・観光の土地利用戦略

- 港湾（細島港）や東九州道を活かした物流・産業立地、観光地の周遊性向上が求められます。土地利用調整を通じて、観光消費や産業投資を呼び込み、地域の稼ぐ力を高める必要があります。

課題3 子どもファーストの居住環境・生活環境整備

- 子育て世帯の流出を抑制し、選ばれるまちとするためには、安全で快適な住環境、教育・医療サービスの充実、公園・遊び場の整備、通学・通園の安全性確保が重要です。

課題4 既存集落の再生と持続可能な生活環境の確保

- 農山漁村部においても空き家の増加、生活サービスの低下、交通不便が深刻化。空き家の活用や集落拠点へのサービス集約、地域交通の確保等により、持続可能な暮らしを支える必要があります。

課題5 防災・事前復興を踏まえた安全な土地利用の実現

- 津波・高潮・土砂災害リスクが高い地域における居住誘導や産業立地のあり方が懸念されます。事前復興の視点で避難・復旧計画を土地利用に組み込み、安全・安心な都市構造を形成することが求められます。

第 1 章 都市づくりの方向性

1. 都市づくりのテーマ

本計画における「都市づくりのテーマ」は、総合計画に掲げる将来像「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」の実現に向け、都市空間の形成や土地利用の方向性を計画する上で共通する視点です。

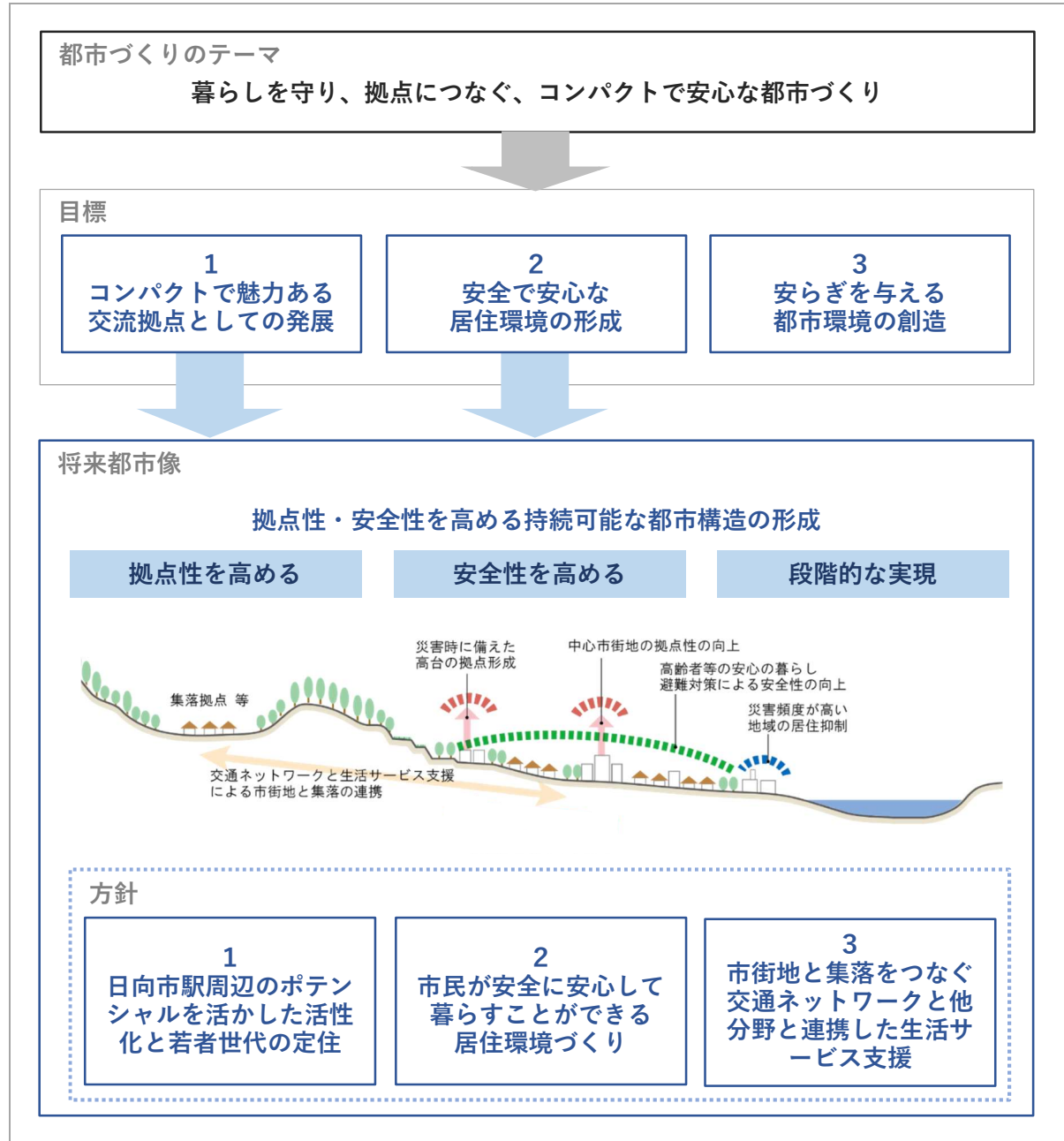
[都市づくりのテーマ]

暮らしを守り、拠点につなぐ、コンパクトで安心な都市づくり

- 日向市では、人口減少や災害リスクの高まりといった社会の変化を踏まえ、暮らしの場である地域を大切にしながら、便利で安全な都市のかたちへと見直していくことが求められています。
- この都市づくりでは、医療や買い物、子育て、仕事、交流といった日常生活に欠かせない機能を、にぎわいと利便性のある拠点に集め、魅力ある交流の場として育てていきます。
- 市街化調整区域等にある既存の集落は、これまでの暮らしや地域のつながりを大切にしながら維持し、道路や公共交通、生活サービスによって拠点とつなぐことで、安心して住み続けられる環境を支えます。
- 津波等の災害に備え、安全性の高い場所への産業や観光施設の立地を進めるとともに、被災後の復興も見据えた土地の使い方を考えることで、安全で安心な居住環境の形成につなげます。
- 豊かな自然や景観を守り、身近に安らぎを感じられる環境を次の世代へ引き継ぐことで、人が集い、交流が生まれ、自然と共に暮らせる持続可能な都市構造の実現を目指します。

2. 都市づくりの目標と方針

都市づくりのテーマを実現するために、都市づくりの目標を設定します。また、この目標を踏まえ、本市が目指す都市の姿として、将来都市像を示します。さらに、将来都市像の実現に向け、都市づくりの方針を定めます。



(1) 都市づくりの目標

都市づくりのテーマを実現するために、3つの目標を設定します。

目標1 コンパクトで魅力ある交流拠点としての発展

■コンパクト+ネットワークを実現する都市づくり

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴う、将来都市構造の見直しに際し、中心市街地への都市機能の誘導や周辺市街地に位置する地域拠点整備、それらを結ぶ公共交通の強化や、市域外の市街地との広域連携の強化等、都市機能のコンパクト化及び便利で快適な交通ネットワークの強化を推進します。
- 集落においては、地域コミュニティの維持を図りながら、日常生活に必要な機能やサービスへのアクセスを確保し、拠点や交通ネットワークとの連携により、将来にわたって暮らし続けることができる環境の維持・形成を図ります。

■元気で活力ある産業が育つ都市づくり

- 細島港や東九州自動車道、また国道10号や327号等、日向市の持つ特性を最大限に生かし、戦略的な企業誘致を展開し、雇用の創出を図ります。
- 特産品の開発やブランドづくり等のソフト施策についても推進し、日向市で受け継がれてきた伝統的地場産業や農林水産業の生産・流通を支える基盤整備を図ります。

■地域資源を通じた交流の都市づくり

- 地域の産業活動における交流や地域資源を活かした観光交流を活発化させ、地域経済の活力向上につなげていくとともに、地方都市の個性を生かした多世代の移住等新たな交流の創出を図ります。

目標2 安全で安心な居住環境の形成

■既存ストックを活かした効果的な都市づくり

- これまでに蓄積された道路、公園、下水道や公共公益施設等の社会資本ストックを活用しながら、地域の実情に応じた効率的・効果的な手法により、安全・快適な居住環境の形成を図ります。

■誰もが安心して快適に暮らせる都市づくり

- 高齢社会への対応のみならず、障がいのある人や子育て世代等全ての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を推進します。
- 公的な情報提供の場における外国語表示を図る等、外国人にもやさしい都市づくりを推進します。

■災害に強い安全な都市づくり

- 近年突発的に発生している、地震・津波・浸水・土砂災害等の自然災害に対応した災害に強い都市づくりを推進します。
- 道路・公園・行政施設等の公共・公益施設においては、災害予防・保全のための点検、整備を推進するとともに、災害発生時の初動体制の迅速化を図る体制整備を推進します。

■ 事前復興の視点を踏まえた都市づくり

- 将来想定される大規模災害に備え、復旧・復興を単なる原状回復にとどめず、より安全で持続可能な都市構造へと転換していく「事前復興」の視点を踏まえた都市づくりを進めます。
- 津波被災が想定される区域においては、災害リスクを踏まえた土地利用のあり方を中長期的な視点で捉えるとともに、内陸部への計画的な誘導を視野に入れた、将来の都市構造の検討を行います。

目標3 安らぎを与える都市環境の創造**■ 自然環境、景観を守り、育てる都市づくり**

- 日向灘沿岸に続くリアス海岸や白砂青松の砂浜等の海岸線、尾鈴山麓から続く山々等は、日向市のもつ“宝”であり、適正な保全・活用を図っていきます。
- 住む人が、住む場所に愛着を持ち、まちに訪れた人がまた訪れたいと思えるよう、日向市らしいアメニティ空間の創出を図ります。

■ 地球環境に優しい都市づくり

- 基本的に市街地の拡大を抑制することで自然環境の保全を図るとともに、徒歩、自転車、公共交通機関等環境負荷の小さい交通手段が活用しやすいコンパクトな都市づくりを推進します。
- リサイクル活動の普及・啓発、ごみの適正処理、公害防止対策、省エネルギーシステムの普及・啓発等の発生源対策を推進し、地球環境にやさしい都市づくりを推進します。

■ 歴史、伝統、文化に根ざした都市づくり

- 本市には有形無形の文化財が数多くあり、地域に根ざした貴重な文化が残存しています。これらの貴重な文化財を保全・伝承・活用する都市づくりを推進します。

(2) 都市づくりの方針

都市将来像の実現に向けた都市づくりの方針を掲げます。

これらの方針に基づき、拠点性の向上に向けた都市機能誘導、安全で安心な居住推進、交通ネットワークの結成により、都市の持続的発展に向けた効果が期待されます。

方針1 日向市駅周辺のポテンシャルを活かした活性化と若者世代の定住

- これまでに商業の活性化や交流拠点としての整備に取り組んできた中心市街地においては、将来も本市の中心拠点として、広域的な利便性と魅力の向上を図り、特に若者世代の定住・交流につなげます。
- 生活拠点等については、周辺居住者の安全性を確保した上で、安心して住み続けることができるように生活環境の維持・向上を図ります。

[期待される効果]

若者の定住・移住の促進 / 地域経済の活性化（交流人口・関係人口の増加）

方針2 市民が安全に安心して暮らすことができる居住環境づくり

- 市街地・住宅地においては、交通利便性が高い地域での居住を推進し、高齢者等が安心できる暮らしを実現します。
- 土砂災害等発生頻度が高く、突発的な災害が想定される地域については居住を抑制し、津波浸水等で発生頻度が低く、避難することが可能な地域については、避難等の安全性を確保し、市民の安全な暮らしを実現します。
- 災害リスクの高い区域における土地利用のあり方を整理し、将来の都市構造を見据えた段階的な土地利用転換の検討を進めます。

[期待される効果]

コミュニティの維持による防災力（共助・互助）の向上

方針3 市街地と集落をつなぐ交通ネットワークと他分野と連携した生活サービス支援

- 既存の幹線道路や環状道路を活かし、広域連携や地域間のネットワークの形成・強化を図るとともに、拠点の魅力と利便性を市全域で享受できるよう、市街地と集落をつなぐ多様な交通ネットワークと生活サービス支援の充実を図ります。

[期待される効果]

基幹的交通ネットワークの利便性の維持・向上

3. 目指すべき都市の骨格構造

(1) 本市における都市整備のあゆみ

①新産業都市として工業の発展と都市基盤の整備

本市では、昭和26年に細島港が「重要港湾」として指定され、細島臨海工業地帯の造成及び工業港の建設に着手しました。

昭和39年には、国が進めた大都市における人口及び産業の過度な集中を防ぐため、広域の中核都市建設を目指した「日向延岡新産業都市」に指定されたことを契機に、本格的な「港湾・工業都市」の実現に向けた「都市基盤」及び「住環境」の整備が進められてきました。

また、戦前から実施されてきた土地区画整理事業の手法を用いて、工業団地の背後地に人口増加の受け皿としての住環境整備や都市計画街路等の整備が進められました。その後、モータリゼーションの急速な普及や郊外への大型店舗の進出により、都市基盤の脆弱な中心市街地の空洞化が進行することになりました。

[細島港]

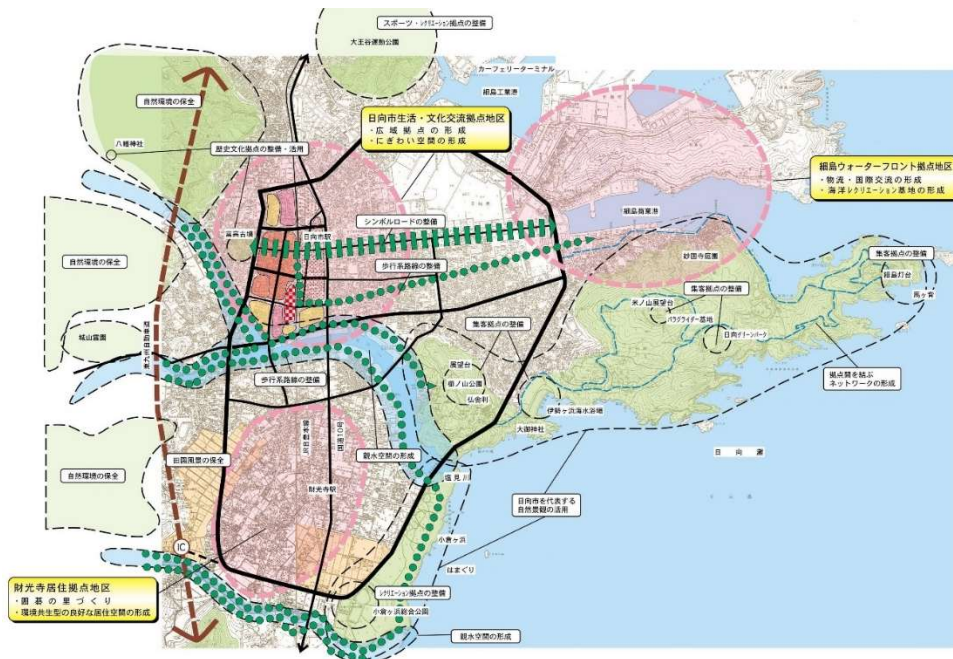


②宮崎県北地方拠点都市地域の指定による市内3つの拠点形成

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年8月施行）」の制定を受け、平成6年9月に宮崎県北地方拠点都市地域が指定されました。

本市においては、日向市生活・文化交流拠点地区（中心市街地）、財光寺居住拠点地区、細島ウォーターフロント拠点地区の3地区が指定され、都市機能の増進と居住環境の向上を図るための重点的な整備が進むとともに、地域の自立的な成長と育成、産業業務機能の適正配置が促進されました。

[宮崎県北地方拠点都市地域の指定における拠点の位置づけ]



③中心市街地活性化による拠点施設の整備や交流人口の増加

平成11年1月に（旧）中心市街地活性化法に基づく「日向市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地活性化に向けて土地区画整理事業を基盤に連続立体交差事業や商業等の活性化に一体的に取り組み、拠点施設の整備や交流人口の増加等一定の成果を達成しています。

現在、第4期計画(令和7年4月～令和12年3月)により、引き続き中心市街地の活性化に取り組んでいます。

[中心市街地活性化区域（第4期中心市街地活性化基本計画より）]

【区内全域で行う事業】

③指なか広場公園整備事業	⑩街なか事業継承支援事業
⑥交流拠点施設管理運営事業	⑫「日向まちゼミ」開催事業
⑮指なか学習交流スペース提供事業	⑬共通商品券発行事業
⑰図書館複合施設整備事業	⑭街なか市民イベント連携強化事業
⑲低床利用地を利用した居住促進事業	⑯歩行者利便増進道路(ほこみち)制度導入事業
⑳空き店舗対策事業	

【市内全域で行う事業】

⑩交流拠点ネーミングライツ事業
⑮駅まち観光推進事業
⑲まちづくり活動継承事業



④巨大地震に備えた浸水想定区域内の避難対策の推進

東日本大震災を受けて、平成26年3月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、津波防災地域づくりを総合的に推進するため「日向市津波防災地域づくり推進計画」を策定し、これまで築き上げられてきた都市構造を基軸に、避難路や津波避難タワーの整備を進め、特定避難困難区域の解消に至っています。

[長江避難タワー]



(2) 都市の骨格構造の方向性

都市の現況や課題、これまでの取組みを踏まえ、以下の3つの方向性により持続可能な都市構造の形成を図ります。

① 中心拠点の魅力の向上と生活拠点の特性に応じた生活環境の維持・向上

- 日向市駅周辺を中心とする賑わいのある中心拠点の形成
- 地域特性や住民の安心な暮らしに配慮した生活拠点の形成

人口減少・少子高齢化が進行する中で、これまでに商業活性化や交流拠点の整備により育まれた人財(NPO・事業者・市民)とフィールド(まちなか空間)を活かし、拠点に応じた都市機能の集約化による利便性の向上と若者による活気のあるまちづくりを進めることで、中心拠点や生活拠点の特性に応じた魅力の向上を図ります。

② 高齢者等が暮らしやすく、災害に強い暮らしの実現

- DID 地区等を基本とした市街地のコンパクト化
- 土砂災害特別警戒区域等災害の発生のある区域への居住を抑制
- 津波浸水区域内の防災対策の強化、避難場所への誘導等の充実

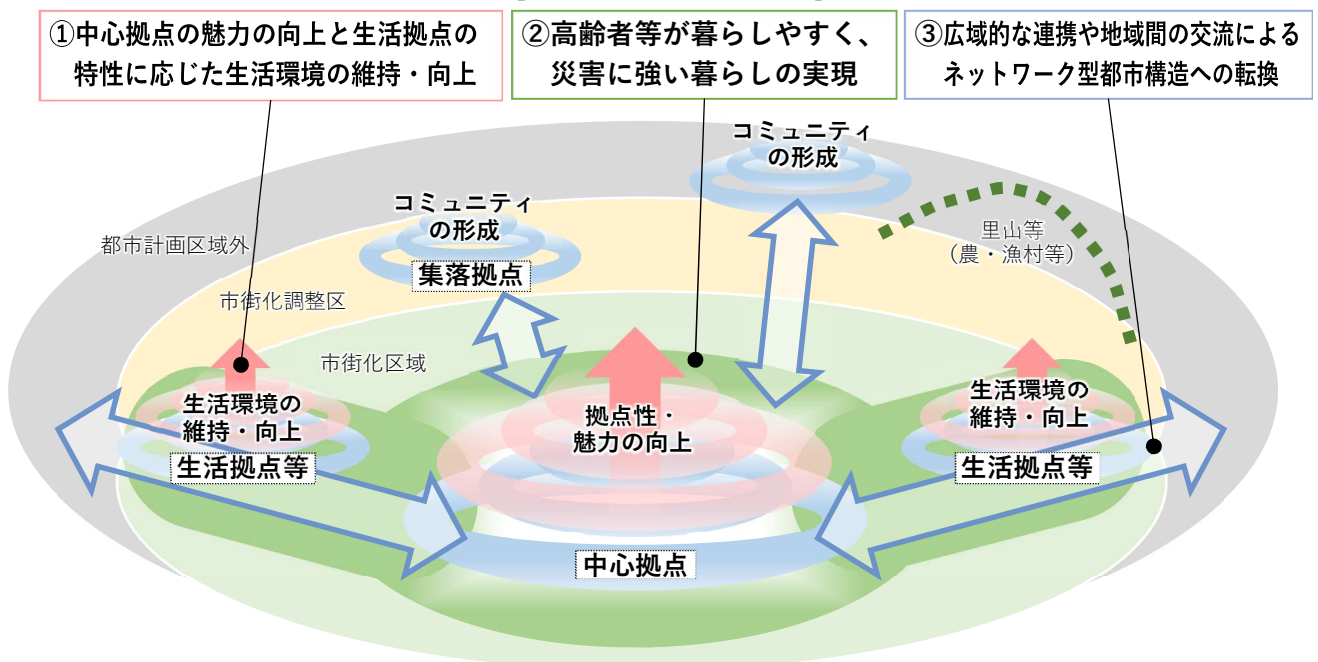
将来にわたり市全域で高齢化が進行するとともに、若い世代の減少が予測される中、高齢者・子育て世代等に配慮し、一定の生活サービス水準の維持を図ります。また、市街地・住宅地の防災対策を進めながら、市民が安心して住み続けることができる都市構造とします。

③ 広域的な連携や地域間の交流によるネットワーク型都市構造への転換

- 幹線道路や環状道路を中心としたネットワークの形成
- 交通弱者の生活支援に資する多様な交通・生活サービスの形成

幹線道路や環状道路等の基幹的交通ネットワークを基軸とした都市構造を形成します。さらに、コンパクト化の効果を本市全域で享受するため、交通弱者の生活支援や地域間交流・ネットワーク等、多様な交通・生活サービスの形成を図ります。

[都市の骨格構造のイメージ]



(3) 都市計画区域外における考え方

都市計画区域外では、都市計画区域内で形成される都市拠点や生活サービスの集積とあわせて、農山漁村地域における集落の維持、歴史文化資源の保全、観光・交流拠点の活用等、市域全域での多様な暮らしと産業の均衡がとれた都市づくりを進めてまいります。

基本的な方向性

■ 持続可能な集落の維持に向けた生活基盤の確保

人口減少が進む地域においても、暮らしを支える交通、生活サービス、防災拠点の確保等、基本的な生活環境を維持します。

■ 地域資源を活かした交流・産業の創出

農林水産業、観光、文化遺産等、地域ごとの独自資源を都市づくりに生かし、地域経済の維持・活性化を図ります。

■ 空き家・空き地等の利活用を通じた集落再生の促進

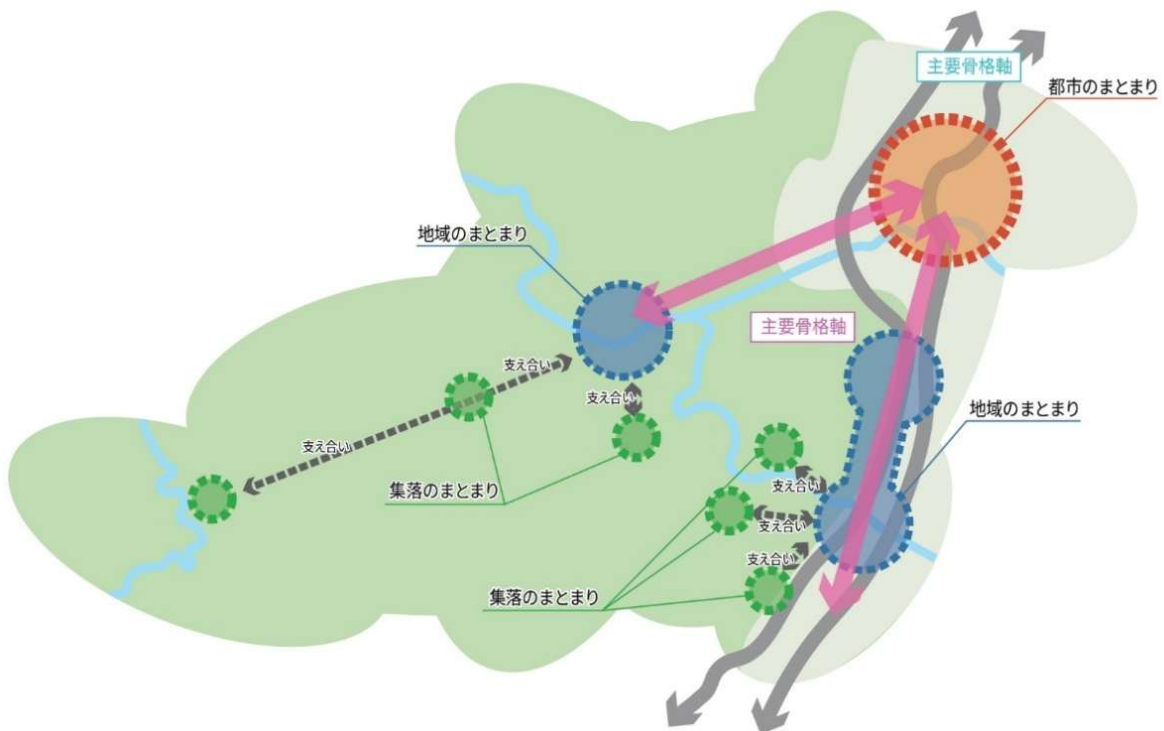
集落維持の課題となっている空き家・空き地の利活用を促し、居住環境の改善や交流人口の増加につながる取組を進めます。

■ 歴史的景観や自然環境の適切な保全

美々津伝統的建造物群をはじめ、地域に根づく景観・文化資源・森林環境を適切に保全し、安全で魅力ある地域空間を継承します。

■ 主要拠点の機能強化と地域連携の推進

道の駅や東郷地域の振興拠点、産業団地等の地域核を位置づけ、都市計画区域との連携を図りながら、市全体の都市構造として強化します。



4. 将来都市構造

将来都市構造とは、人口減少や少子高齢化の進展、災害リスクの高まり等、社会経済情勢の変化を踏まえ、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、都市機能や居住、交流、交通等の配置とそれらの関係性を示したものです。



都市機能の集約とネットワーク化を基本とし、地域特性や災害リスクに配慮しながら、持続可能で安全・安心な都市づくりの方向性を示すものとしします。

視点	位置づけ
拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市機能や人の活動が集積し、居住や交流、生活を支える都市の核となる場所です。 ○ 都市計画マスタープランでは、人口減少下においても持続可能な都市構造を形成するため、公共施設、商業、医療、福祉、交通結節点等の都市機能を適切に集約・維持していくべき場所として位置づけます。
軸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点と拠点、地域と地域を結び、人や物、情報の移動を支える都市の骨格となるネットワークです。 ○ 都市計画マスタープランでは、公共交通、幹線道路、広域的な連携ルート等を念頭に置きながら、都市機能の連携や交流を促進する方向性を示すものとして位置づけます。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地利用の状況や自然環境、生活圏、災害リスク等の特性が概ね共通する空間をまとまりとして捉え、その役割や将来の方向性を示すものです。 ○ 都市計画マスタープランでは、それぞれの地域特性を踏まえた範囲を設定し、土地利用や環境保全の基本的な考え方を整理します。

(1) 拠点

凡例	名称		役割	概ねの配置
	広域拠点	物流拠点	地域産業を支える港湾物流の中核として、製造・流通機能を担います。災害時には物資輸送の拠点として復旧・復興を支える役割を果たします。	<ul style="list-style-type: none"> • 細島港工業港地区
		交通結節拠点	高速道路と市内交通を結ぶ広域交通の玄関口です。物流・観光・ビジネスの流動を促す交流・集積機能を担います。	<ul style="list-style-type: none"> • 日向インターチェンジ付近
	中心拠点	日向市生活・文化交流拠点	商業・行政・医療・文化施設が集積し、市民生活の中心となる都市コアです。多様な活動が集まる市内最大の拠点として、にぎわい創出を担います。	<ul style="list-style-type: none"> • 中心市街地
	生活拠点	財光寺居住拠点	住宅地として成熟した生活圏を形成し、商業・教育等生活サービスを提供します。市内南部の安定した居住エリアの中心として位置づけます。	<ul style="list-style-type: none"> • 財光寺地区
		平岩居住拠点	日常の買物・医療・教育等、身近な生活サービスを提供する身近な拠点です。周辺集落と市街地をつなぐ生活支援のハブとして機能します。	<ul style="list-style-type: none"> • 平岩地区
	防災拠点		平時においては市民が集い、自然や地域資源を活かした交流・にぎわいを創出する場として機能します。災害時には避難・応急対応・支援活動の拠点として活用し、地域の防災力向上と安全・安心の確保を図る拠点とします。	<ul style="list-style-type: none"> • 大王谷地区

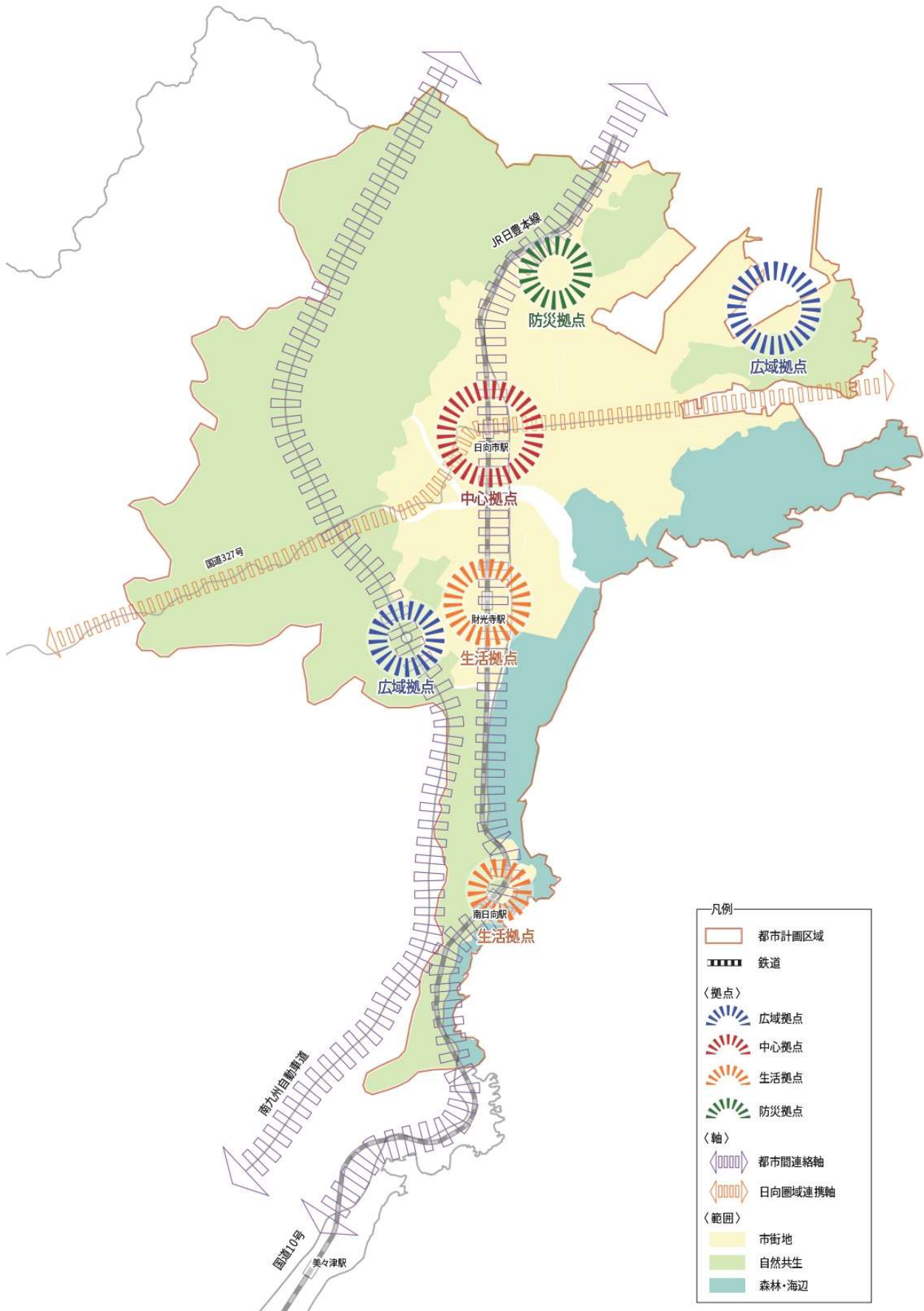
(2) 都市軸

凡例	名称	役割	概ねの配置
	都市間 連絡軸	<p>都市間連携軸は、日向入郷圏域の拠点都市としての本市の役割を踏まえ、拠点と拠点、地域と地域を結び、人や物、情報の移動を支える都市の骨格となるネットワークとして位置づけます。</p> <p>本軸は、公共交通や幹線道路、港湾を活用した広域的な連携ルートを念頭に、北方向の北九州市、大分市、延岡市等、南方向の宮崎市、鹿児島市等との陸上交通による連携に加え、海上交通を通じた諸外国や京浜・阪神地域等との物流・交流を担う軸とします。</p> <p>また、中心市街地や港湾地区等市内の主要な都市機能と結びつくことで、都市機能の連携や交流を促進する軸として機能させていきます。</p>	<p>[陸路]</p> <ul style="list-style-type: none"> 東九州自動車道 国道 10 号 JR 日豊本線 <p>[海路]</p> <ul style="list-style-type: none"> 細島港と国内各都市を結ぶ内貿航路及び諸外国を結ぶ外貿航路
	日向 入郷圏域 連携軸	<p>日向入郷圏域連携軸は、本市市街地と入郷地区をはじめとする中山間地域を結び、人や物、情報の移動を支える圏域内の骨格となるネットワークとして位置づけます。</p> <p>公共交通や幹線道路等を念頭に、市街地と各地域を結ぶ東西方向の連携を強化することで、南北方向に偏りがちな都市構造を補完し、圏域内の拠点間の円滑な移動を確保します。</p> <p>本軸の形成により、通勤・通学、医療、買い物等日常生活の利便性向上に加え、農林業や観光、地域文化といった各地域の資源を生かした交流を促進し、日向入郷圏域全体の一体性と持続的な発展を支える軸として機能させていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国道 327 号 県道細島港線

(3) 範囲

凡例	名称	役割
	市街地	<p>「市街地」は、主に市街化区域を対象とし、本市における都市機能や居住の中核となる区域です。</p> <p>日向市駅周辺をはじめとする市街地では、商業、業務、医療、福祉、教育等の都市機能の集積を図るとともに、居住環境の充実を進め、生活利便性の高い市街地形成を目指します。</p> <p>あわせて、公共交通の利便性向上や歩行者中心の空間づくりを進め、コンパクトで持続可能な都市構造の実現を図ります。</p>
	自然共生	<p>「自然共生」は、主に市街化調整区域を対象とし、農地や集落等、自然環境と人の暮らしが調和して形成されてきた区域です。</p> <p>無秩序な市街化を抑制しつつ、農業や地域コミュニティの維持を図り、地域の特性を生かした土地利用を進めます。</p> <p>また、集落ごとの実情を踏まえながら、生活環境の維持・向上と自然環境の保全を両立させた地域づくりを目指します。</p>
	森林・海辺	<p>「森林・海辺」は、市街化調整区域のうち、森林や海岸部等、豊かな自然環境を有する区域を対象としています。</p> <p>森林や海辺が有する環境保全、防災、景観形成等の多面的な機能を重視し、自然環境の保全を基本とした土地利用を進めます。</p> <p>あわせて、日向灘に面した海辺空間や山間部の自然資源を生かし、観光・交流やスポーツ等への活用を図りつつ、自然と共生するまちづくりを推進します。</p>

(4) 将来都市構造図



5. 土地利用構想

土地利用については、「第3次日向市総合計画」や「都市計画に関する基本方針（宮崎県計画）」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」との整合を図るとともに、土地利用における課題の解決に向けた構想とします。

あわせて、立地適正化計画との連携を図り、都市機能や居住の適正な立地誘導の方向性を共有しながら、持続可能な都市構造の形成を目指します。

市街地においては、日向入郷圏域の中核としてふさわしい都市機能の適正な配置を進め、生活利便性や都市の魅力の向上を図るとともに、災害リスクに配慮した安全・安心な市街地の形成を推進します。

郊外部においては、営農活動等の促進と市街地との共生を図りながら、農地や森林、海辺等の多彩な自然環境の保全を進めます。

これらの実現に向けては、既成市街地における機能更新や低未利用地の有効活用を促進するとともに、市街地の拡大抑制を基本とした適正な規制と誘導を行います。

また、将来の災害発生を見据え、事前復興の視点を踏まえながら、防災上の観点にも配慮した土地利用の方向性を整理します。

[詳細な土地利用区分]

都市的 土地利用	居住推進ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低層住宅エリア ○ 中高層住宅エリア ○ 一般住宅エリア
	都市機能誘導ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心商業エリア ○ 地域商業エリア ○ 沿道複合(商業系)エリア
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾業務エリア ○ 一般工業エリア ○ 沿道複合(工業系)エリア
	地域振興拠点誘導地区	—
自然的 土地利用	農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業振興エリア ○ 集落エリア
	森林ゾーン	—
	海岸保全ゾーン	—
	親水ゾーン	—

(1) 都市的土地利用

居住推進ゾーン

機能更新や有効活用等による高度利用や住環境の向上を図ります。

■ 低層住宅エリア

安心・快適な住環境住環境の形成を図るエリア

優れた住環境でゆとりある住宅地の形成

方針	○ 優れた住環境でゆとりのある住宅地を形成するために、原則として低層住宅地としての規制を行い、住環境に悪影響を及ぼさないようにします。
方策	○ 既に土地区画整理事業等による面整備を行っている地区においては、現状の低層住宅として優れた住環境の維持を図るとともに、長期的には地区計画や建築協定等の導入を検討し、住環境の向上を目指します。 ○ 狭小、老朽住宅の改善による居住水準の向上や高齢者や障がいのある人に配慮した公営住宅の機能更新を図ります。

都市施設の整備や市街地開発事業等による優れた住環境の形成

方針	○ 低層住宅エリアの配置としては、現在の第一種低層住居専用地域の配置状況を基本とし、今後は、都市施設の整備や市街地開発事業等による優れた住環境の形成を図ります。
方策	○ 財光寺南土地区画整理事業の早期の完成による、新たな都市機能の整備と魅力的で住みよい都市づくりを推進します。 ○ 農用地と隣接した住宅地は、水質汚濁等を未然に防ぐ施策等を講じ、農業生産活動と住環境との共生を図ります。 ○ 地域の実情にあわせた道路、公園、下水道等の都市施設の整備を行い、安全・安心な住宅地の形成を図ります。

■ 中高層住宅エリア

周辺環境とも調和した土地の高度利用を図る良好な住宅地の形成を図るエリア

周辺環境とも調和した土地の高度利用を図る良好な住宅地の形成

方針	○ 中高層住宅地としての規制を行いつつ、日常生活の利便性の向上を図るための中規模な店舗等の立地を許容します。
方策	○ 既に土地区画整理事業等による面整備を行っている地区においては、現状の中高層住宅として良好な住環境の維持を図るとともに、長期的には地区計画や建築協定等の導入を検討し、住環境の向上を目指します。 ○ 狭小・老朽住宅の改善による居住水準の向上や高齢者や障がいのある人に配慮した公営住宅の整備、機能更新を図ります。

都市施設の整備や市街地開発事業等による良好な住環境の形成

方針	○ 中高層住宅エリアの配置としては、現在の第一・二種中高層住居専用地域の配置状況を基本とし、今後は、都市施設の整備や市街地開発事業等による良好な住環境の形成を図ります。
方策	○ 地域の実情にあわせた道路、公園、下水道等の都市施設の整備を行い、安全・安心な住宅地の形成を図ります。

■一般住宅エリア

用途の混在を一定の範囲で許容し、一般的な住宅地の保護を目的とするエリア

用途の混在を一定の範囲で許容した一般的な住宅地の形成

方針	○ 一般住宅地としての規制を行い、住環境の保護を図ります。 ○ 幹線道路沿いについては、用途の混在を一定の範囲で許容し、これと調和した住環境の形成をめざしつつ、今後の土地利用の動向によっては、用途地域の見直しを適宜行っていきます。
方策	○ 亀崎地区や中原地区等の準住居地域においては、今後の土地利用の推移を見据えつつ、沿道複合エリアへの移行も視野に入れた用途地域の見直しを検討します。 ○ 沿道の第一・二種住居地域については、今後の土地利用の動向を見据え、必要であれば沿道複合エリア等への見直しを検討します。

都市施設の整備や市街地開発事業等による住環境の向上

方針	○ 一般住宅エリアの配置としては、現在の第一・二種住居地域及び準住居地域の配置状況を基本とし、今後は、都市施設の整備や市街地開発事業等による住環境の向上を図ります。
方策	○ 財光寺南土地区画整理事業等の早期完成による、新たな都市機能の整備と魅力的で住みよい都市づくりを推進し、事業地内の土地利用構想に沿った、用途地域の見直しを行っていきます。 ○ 地域の実情にあわせた道路、公園、下水道等の都市施設の維持・整備を行い、安全・安心な住宅地の形成を図ります。 ○ 道路拡幅整備事業を活用し、土地利用の推進を図ります。

都市機能誘導ゾーン

機能更新やストックの有効活用等による高度利用を図ります。

■ 中心商業エリア

中心市街地にふさわしい、多様な賑わいを形成する土地利用を促進するエリア

中心市街地にふさわしい多様な賑わいの形成

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ J R 日向市駅周辺は、本市の中心市街地として、商業・サービス機能に加え、居住や交流等の都市機能が複合した、多様な賑わいを形成するエリアとして位置付けます。 ○ 中心商業エリアについては、現行の商業地域の配置を基本としつつ、都市基盤整備と連動して、商業・サービス機能と都心居住が共存する土地利用の誘導を図り、中心市街地としての魅力と活力の向上を目指します。 ○ あわせて、社会情勢や消費行動の変化を踏まえ、商業機能の更新や高度利用を促進し、歩いて楽しい、滞在したくなる都市空間の形成を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街区の適正化や土地の高度利用を図るため、土地区画整理事業や民間活力を活用した再整備等を通じて、商業・サービス機能と居住機能が一体となった中心市街地の形成を促進します。 ○ 低層階に商業・サービス機能を配置し、上層階に居住機能を導入する等、都心居住を支える複合的な土地利用を推進します。 ○ 中心市街地としての魅力向上を図るため、店舗の協調建替えや既存建築物の有効活用を促進するとともに、歩行者空間やポケットパーク等の整備により、回遊性と滞在性の向上を図り、街なかの賑わい創出につなげます。

■ 地域商業エリア

地域の日常生活に必要な商業地の形成を促進するエリア

地域の日常生活に必要な商業地の形成

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域商業エリアの配置としては、現在の細島地区の商業地域、財光寺地区及び平岩地区の近隣商業地域の配置状況を基本とし、地域住民の利便性を高めるための商業施設等の誘導を推進し、商業施設の集積を図ることにより、地域の発展に寄与します。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な商業基盤施設の整備を地域住民と協働して検討し、地域の利便性を高める商業施設の集積を図ります。 ○ 財光寺南土地区画整理事業の早期の完成による、商業基盤施設の整備を図り、魅力的な都市づくりを推進します。

■ 沿道複合（商業系）エリア

沿道型の商業地の形成を促進するゾーン

幹線道路の沿道にふさわしい商業地の形成

方針	○ 幹線道路沿いで、道路交通騒音等が著しい又は著しくなると予想される地域では、沿道複合（商業系）エリアとして位置づけ、現在の幹線道路沿いの近隣商業地域の配置状況を基本とし、沿道型にふさわしい商業業務の利便の増進を図ります。
方策	○ 沿道の第一・二種住居地域については、今後の土地利用の動向を見据え、必要であれば近隣商業地域等への見直しを検討します。

工業ゾーン

港湾施設の強化、更新により、既存ストックの有効活用等による高度利用を図ります。

■ 港湾業務エリア

重要港湾細島港を中心とした港湾業務地形成の促進を図るエリア

重要港湾細島港を中心とした港湾業務地の形成

方針	○ 重要港湾細島港を中心とする港湾業務地としては、臨港地区内を位置づけ、九州の扇の要となる海の玄関口としての港湾機能並びに流通機能の強化を促進します。 ○ 平岩港を漁港区として臨港地区に位置づけ、漁業用地として有効活用を促進します。
方策	○ 重要港湾細島港の港湾業務機能の強化のために新たな岸壁を整備し工業用地の確保を図るとともに、沖防波堤をはじめとする外郭施設の整備を促進し、船舶航行の安全性を図る上で、港湾の浚渫等、港湾水域の管理を促進します。 ○ 平岩港について、小型漁船の基地として利用されている現状を踏まえ、適切に維持・運営を行います。

■ 一般工業エリア

港湾業務地以外の工業地形成の促進を図るエリア

港湾業務地以外の工業地形成

方針	○ 工業の利便の増進を図り、今後とも工業地としての機能を高めます。 ○ 未利用工業団地への企業誘致を積極的に推進します。
方策	○ 工業地へのアクセス道路の整備や都市施設の整備等を図ります。 ○ 工業専用地域周辺については、用途の純化を一層進め、住宅地との明確な分離を図るため、用途地域の見直しを検討します。

■沿道複合（工業系）エリア

沿道型の工業地形成の促進を図るエリア

幹線道路の沿道にふさわしい工業地の形成

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路沿いで、道路交通騒音等が著しい又は著しくなると予想される地域では、沿道複合（工業系）エリアとして位置づけ、現在の幹線道路沿いの準工業地域の配置状況を基本とし、軽工業等の環境悪化の恐れのない工業業務の利便の増進を図ります。 ○ 大規模集客施設の立地を規制し、中心商業地への立地誘導を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道の準住居地域については、今後の土地利用の動向を見通し、必要であれば準工業地域等への見直しを検討します。 ○ 日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例に基づき、準工業地域への大規模集客施設の立地を規制します。

地域振興拠点誘導地区

市街化調整区域内において計画的な拠点地区整備を図ります。

周辺環境と調和した工業系拠点地区の形成

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化調整区域は、原則として都市的土地利用は抑制していきますが重要港湾細島港の機能強化、及び東九州自動車道の整備等に伴う企業立地需要の高まりに対応するため、工業系用途の施設（工業地域に立地可能な施設）に限り、必要な公共施設の確保と周辺の土地利用との調和を図った拠点地区として土地利用を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法、自然公園法等、関連法規における土地利用規制との整合を図り、工業系用途の施設としての利用に必要なインフラの整備状況を考慮した上で周辺環境への配慮を前提として地区計画による開発を認めます。 ○ 細島港と入郷地区を結ぶ幹線道路沿線、特に日向インターチェンジ付近、及び細島港周辺の市街化調整区域において、港湾の背後地として有効活用を検討します。

(2) 自然的土地利用

農業ゾーン

開発を適切に管理し、抑制することを基本方針とします。

■ 農業振興エリア

農業振興地域の形成の促進・整序を図るエリア

農業の健全な維持

方針	○ 営農活動の基盤となる農用地の維持・保全を推進し、農業の健全な維持を図ります。
方策	○ 灌漑排水事業、ほ場整備事業や農道整備事業等を行い、農業の健全な維持を推進します。

農業振興地域の整序

方針	○ 市街化調整区域内では、基本的に農業振興地域を優先し、保全・整備を行っていきます。
方策	○ 重要港湾細島港の機能強化、及び東九州自動車道の整備等に伴い、企業立地需要が高まった場合、周辺環境に配慮しながら、地区計画等による計画的な土地利用を図ります。

■ 集落エリア

農村環境形成の促進・整序を図るエリア

農村環境形成の促進・整序

方針	○ 集落環境のアメニティ性を高め、やすらぎとゆとりを感じさせる農村環境を形成します。 ○ 高齢化や人口減少が進行する市街化調整区域において、集落の維持や地域コミュニティの活性化を図ります。
方策	○ 農村公園等レクリエーション機能の整備を図り、農村の持つ地域資源の有効な活用を推進します。 ○ 市街化調整区域の土地利用について、区域や用途等限定的な見直しを行い、住宅建築の規制の緩和を図ります。 ○ 空き家の利活用を推進し、移住定住を促進します。

森林ゾーン

開発を適切に管理し、抑制することを基本方針とします。

森林の確保と整備を促進

方針	○ 森林ゾーンについては、木材生産性等の経済機能及び水源のかん養、山地災害防止、保健文化や生態系の保全等の公益的機能を総合的に発揮するように、必要な森林の確保と整備を図ります。
方策	○ 国有林、民有林の維持・増進を基本に、林道網の整備等林道生産基盤を高めます。 ○ 土砂流出等の災害防止や公共の福祉増進、産業の保護等を目的に、森林法による保安林指定等を活用し、森林の維持・保全を推進します。

海岸保全ゾーン

開発を適切に管理し、抑制することを基本方針とします。

海岸部の保全と整備を促進

方針	○ 海岸保全ゾーンについては、海岸線の浸食防止や国定公園等の保全等、海岸部全体の保全を行い、本市の貴重な地域資源としての価値を維持・増進します。
方策	○ 景観計画区域の保全整備と海岸部の丘陵地帯における総合的な保全及び活用方法の検討を行います。

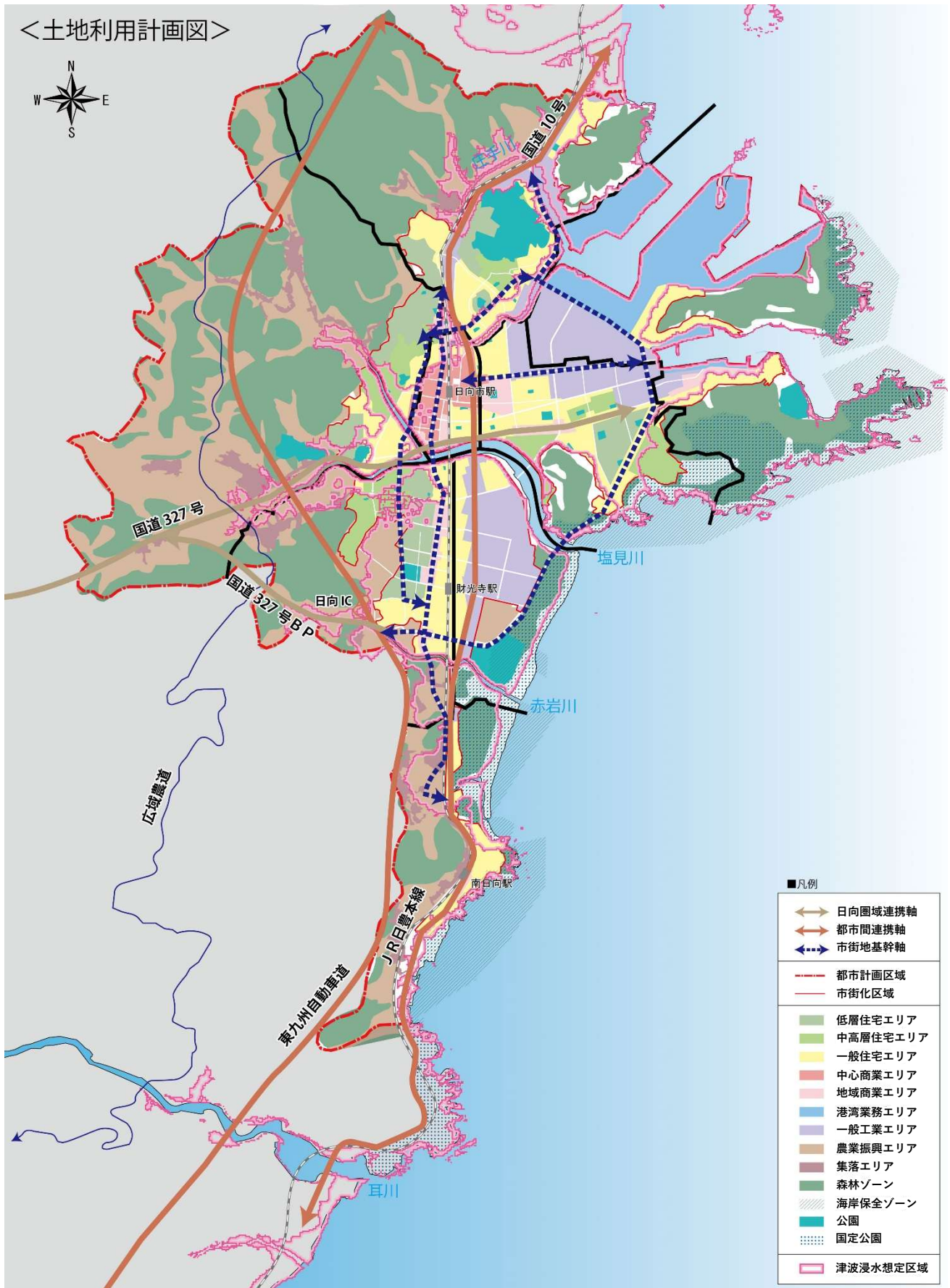
親水ゾーン

開発を適切に管理し、抑制することを基本方針とします。

治水機能の向上を基本に憩いの場としての河川空間の保全・整備の促進

方針	○ 親水ゾーンにおいては、清らかな水の確保とあわせて、人と自然の共生を図った快適な水辺環境を創造し、自然にもやさしい活用を図ります。
方策	○ 河川空間の適正な利用については、人と人、人と自然がふれあう空間の親水性が損なわれないよう維持、保全を促進します。 ○ 自然環境に配慮した工法を取り入れた河川改修を進めます。

<土地利用計画図>



■凡例

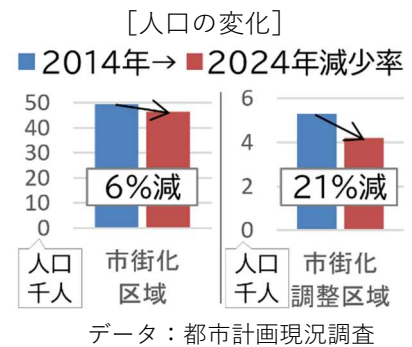
	日向圏域連携軸
	都市間連携軸
	市街地基幹軸
	都市計画区域
	市街化区域
	低層住宅エリア
	中高層住宅エリア
	一般住宅エリア
	中心商業エリア
	地域商業エリア
	港湾業務エリア
	一般工業エリア
	農業振興エリア
	集落エリア
	森林ゾーン
	海岸保全ゾーン
	公園
	国定公園
	津波浸水想定区域

6. 市街化調整区域土地利用ビジョン

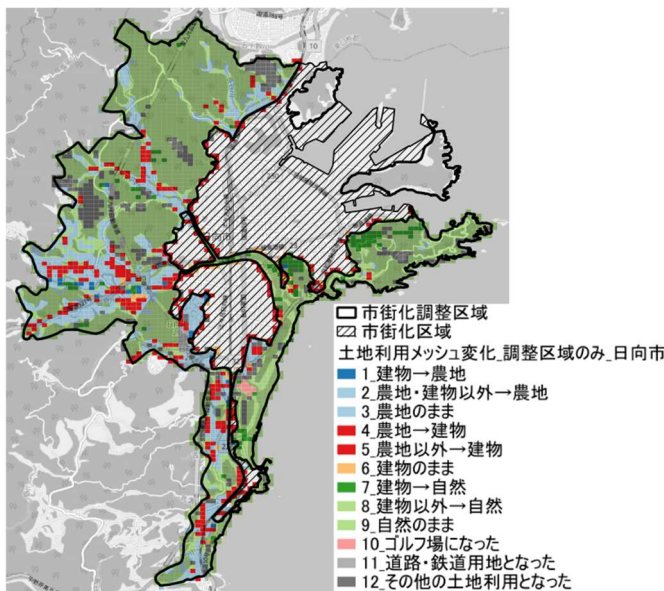
市街化調整区域は、都市計画法に基づき、「市街化を抑制すべき区域」として位置づけられています。そのなか、日向市の市街化調整区域には、市街地周辺を中心に、長年にわたり農業や地域コミュニティ、生活文化を支えてきた既存集落が点在しています。

1976年から45年間で建物が建ち、集落形成が進みましたが、市街化調整区域の特性により、市街化区域よりも人口減少や高齢化が進み、地域活力の低下の状況にあります。

このため、市街化調整区域を単に「市街化を抑制する地域」として捉えるのではなく、農地や自然環境を守りながら、既存集落の暮らしと営みを将来につなぐための土地利用を計画的に示すことが求められています。

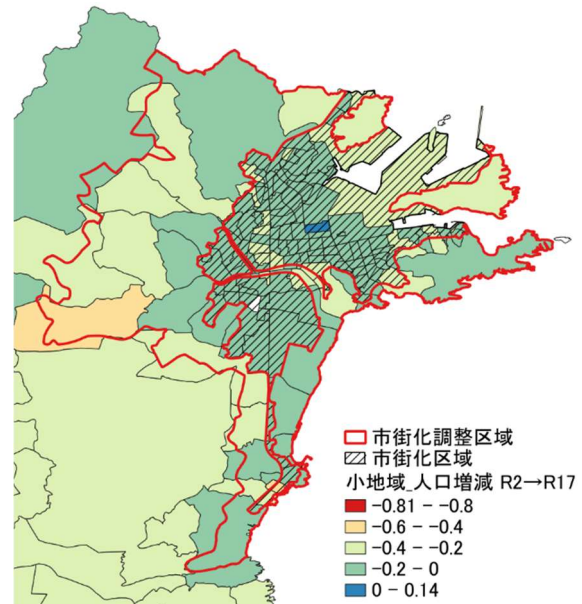


[市街化調整区域の土地利用の変化(1976年→2021年)]



データ：土地利用細分メッシュデータ (国土数値情報)

[人口増減 (2020年→2035年)]



データ：国勢調査/将来人口・世帯予測ツール (国土技術政策総合研究所)

[市街化調整区域の主な特性]

効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 無秩序な開発が起こらないため、農地や自然が保全されやすい。 ● 静かにゆったり過ごせ、市街化区域より土地取得の初期費用が抑えられる。 ● 日向市の調整区域の中には、市街地に隣接するエリアもあり、そこでは静かな環境と利便性を両立できる
問題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「市街化を抑制すべき地域」であり、新たな住民を獲得しにくい。 ● 人口減少・少子高齢化により、地域活動や災害時の共助、廃校による少子化の進行、コミュニティや祭り・文化の消失、第一次産業の衰退等、負の連鎖が続くと、集落の存続が危うくなる。 ● 多様な産業・商業が生まれにくいいため、雇用や若者の職業ニーズに合いにくく、人口流出につながる。 ● 土地が売却しにくく、住宅ローン審査が厳しい傾向にある。

(1) 市街化調整区域における将来ビジョン

積極的な市街化を抑制しつつ、既存集落を戦略的に維持・再生する

市街化調整区域の無秩序な緩和は、自然や生態系、大切な優良農地の消失につながるだけでなく、立地適正化計画の居住推進区域の効果を薄めてしまいます。

そこで、市街化調整区域は、農地や自然環境、基幹産業の保全を基本としながら、既存集落における暮らしや地域活動が将来にわたり受け継がれる地域として位置づけます。特に市街地に近接する集落については、その立地特性を活かしつつ、無秩序な開発を抑制し、一定のルールの下で新たな世帯の受け入れも含めた戦略的・計画的な集落形成を図ります。これにより、経済・自治・文化・生活が持続可能な形で営まれ続ける集落の維持・再生を目指します。

(2) 土地利用の基本方針

①市街化抑制の原則

農業・林業等の基幹産業や自然環境の維持を前提に、市街化調整区域においては、新たな市街地の形成や無秩序な開発を行わず、市街化の抑制を原則とします。

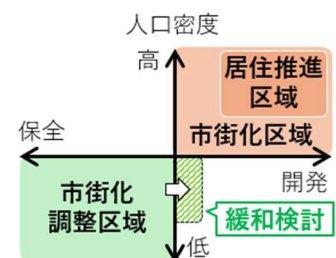
②他施策との連携による集落維持

空き家対策、農業施策、地域コミュニティ施策等と連携した集落維持を図ります。

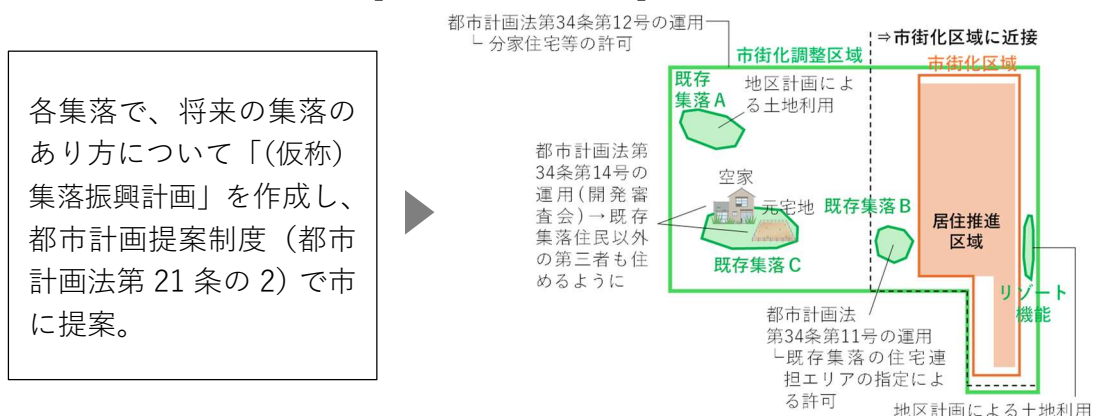
③集落内における住宅立地の緩和

現在、市街化調整区域であっても、一定の条件下で、日常生活に必要な物品の販売店舗や公益上必要な建築物、農家住宅等（農業・林業・漁業を営む者の居住する住宅）等を建てるすることができます。一方で、農家等ではない第三者の住宅の立地が難しい状況にあります。

そこで、既存集落の維持や第1次産業の振興に向け、住宅等の立地においては、地域の特性に応じた住環境の「あるべき姿」を示した個別計画を策定し、その各集落で作成した「(仮称)集落振興計画」に基づく土地利用や施設整備の計画について都市計画提案制度により、市は、日向市都市計画審議会や宮崎県開発審査会の意見も聞きながら、都市計画（地区計画や条例等）の適用を検討します。



[都市計画のイメージ]



第 2 章 分野別構想

1. コンパクト・プラス・ネットワーク

本市では、人口減少・少子高齢化の進行を見据え、日向市駅周辺を中心とした中心拠点の機能充実を図るとともに、東郷地域や美々津地域等の地域拠点、集落コミュニティとを結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を形成します。中心市街地では、都市機能や居住の誘導を進め、利便性とにぎわいのある拠点づくりを推進します。また、公共交通の充実や交通拠点の整備により、拠点間の円滑な移動を確保し、市民の日常生活や観光・交流を支える持続可能な都市構造の実現を目指します。

中心拠点の質の向上

都市機能・居住誘導の推進

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 日向市駅周辺を中心とした拠点において、都市機能の集積と居住誘導を進め、生活利便性の高い市街地形成を図るとともに、人口減少下においても持続可能な都市構造の実現を目指します。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 日向市駅周辺を中心に、商業、医療、福祉、子育て支援等の都市機能の集積を図ります。○ 居住推進区域への居住促進により、公共交通や生活サービスが利用しやすい住環境の形成を進めます。○ 既存ストックの活用や民間活力の導入により、中心市街地への居住回帰を促進します。○ 立地適正化計画等と連携し、都市機能・居住の適切な誘導を図ります。

中心市街地の整備（日向市駅周辺）

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 中心市街地においては、人が集まる仕掛けの整備を図る一方、新たな魅力的な拠点づくりの整備を推進し、中心市街地全体の都市機能の更新・再編や既存機能の活用・再生を推し進めコンパクトシティの形成を目指します。○ 市街化区域の人口集中地区においては、既存施設の有効活用を図り、利便性に優れ、安全安心な都市型居住地として居住環境の再編・改善を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 中心市街地内外の交通体系の再編や都市施設の整備により、便利で快適な都市空間の形成を推進します。○ 中心市街地の魅力的拠点整備としては、中心市街地活性化基本計画を基本として、都市機能の再生・更新を行い、市民や日向入郷圏域住民の生活文化交流の拠点として機能強化を図り、多様なニーズを持つ人々が安心して暮らせる中心市街地の形成を推進します。○ 市有地や空き地、空き店舗を活用し、土地の集約や再編を促進し、新たな拠点施設の整備計画の検討と合わせて、有効利用や高度化を推進します。○ 現在施行中の日向市駅周辺及び財光寺南土地区画整理事業の早期完成を目指します。○ 南町の一部の地区においては、土地区画整理事業等の手法を活用し、大雨時の浸水対策や公共施設の整備を推進します。○ 中原・高見橋通り地区においては、大雨時の家屋浸水や道路冠水の対策計画を検討します。

拠点間のネットワークの強化

交通拠点の整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点地区は、様々な公共交通の結節点であり、人々が多く集まり、賑わいが形成される場所です。このため、拠点地区では総合的な交通基盤整備を図ります。 ○ 生活環境や都市機能の改善とともに、医療や福祉、商業等の機能が集約され、特に高齢者や子育て世代が安心して快適な生活が送れるコンパクトな拠点づくりを推進します。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日向市駅周辺は、駅前交流拠点施設を積極的に活用するとともに、日向市の「顔」にふさわしい整備を推進します。 ○ 中心市街地においては、「歩いてアクセスする」ことを基本に、様々な都市機能及び駐車場等を相互に結ぶ、安全で快適な歩行者ネットワークの整備を推進します。 ○ 財光寺駅については、土地区画整理事業により県道土々呂日向線とアクセスする「財光寺駅通線」及び「駅前広場」の整備を推進します。 ○ 地域交流において憩いと賑わいを形成する拠点として整備した、「まちの駅」、「道の駅」等の適切な維持、機能強化を推進します。 ○ 商業・医療施設等生活に必要な機能が集積する小さな拠点の整備を推進します。

公共交通機関の充実

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間の移動や通勤・通学、買物等の日常生活の利便性を高めるため、鉄道網やバス路線網の充実を推進するとともに、交通の利便性についても一層の向上を図ります。 ○ 地域拠点を結ぶ広域的な公共交通ネットワークの充実を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道については、JR日豊本線の高速化や新型車両の導入、ダイヤ改正等についてJRに要望を行いながら、利用促進を図ります。 ○ 路線バスについては、国・県や圏域町村及び交通事業者と連携して「日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画」で定める事業に取り組み、地域公共交通網の再編による利用促進、路線の存続に努めます。 ○ ぷらっとバス（コミュニティバス）については、利用状況に合わせた路線やダイヤの設定等必要な見直しを行い、効率化と利用促進を図る等、交通空白地域の解消や交通弱者対策を促進します。 ○ A I オンデマンド交通「のるーと」については、利用実態や地域ニーズを踏まえた運行内容の検証や改善を行いながら、利便性の向上と利用促進に取り組みます。 ○ 地域の移動ニーズや交通空白への対応として、ライドシェア等の地域特性に応じた移動手段の確保に向けた検討を行います。

特色ある地域拠点・集落コミュニティの形成

東郷地域・美々津地域

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 東郷地域及び美々津地域は、地域拠点として位置づけ、都市計画区域外であることを踏まえつつ、市街地や各拠点との連携を強化し、地域特性を生かした持続可能な地域づくりを推進します。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 東郷地域においては、生活を支える機能の維持と地域内外の交流促進を図ります。○ 美々津地域においては、歴史的な街並みや文化資源を生かした地域拠点の形成を進めます。○ 市街地や中心拠点との交通ネットワークを確保し、通勤・通学、買い物、医療等の利便性向上を図ります。○ 地域主体の取組を尊重し、集落や地域コミュニティの維持・活性化につなげます。

集落におけるコミュニティの形成

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 各集落が有する歴史や生活文化、住民のつながりを大切にしながら、集落ごとに将来のあり方を話し合い、地域主体による持続可能なコミュニティ形成を推進します。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 集落コミュニティを前提とした地域づくりを基本とし、住民同士の話し合いを通じて将来像を共有します。○ 日常生活を支える機能や活動の維持に向け、地域の実情に応じた取組を支援します。○ 行政は、集落ごとの取組を後押しする伴走型の支援を行います。○ 世代間交流や地域活動の継続により、地域のつながりを将来につなげます。

2. 道路施設

本市の産業活動や市民生活を支える基盤として、東九州自動車道や国道・県道等の広域幹線道路をはじめ、主要幹線道路、補助幹線道路の計画的な整備と機能強化を進めます。あわせて、港湾地区や市街地、地域拠点を結ぶ道路ネットワークの充実を図ります。また、生活道路や歩行空間の整備・管理を進め、子どもから高齢者までが安心して歩きたくなる、安全で快適な道路環境の形成を推進します。さらに、日向市駅周辺等の市街地では、歩いて楽しい、歩きたくなる「ウォーカブル」な空間づくりを進め、にぎわいや交流を生み出す道路空間の活用を図ります。

広域ネットワークの強化

広域幹線道路の整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域幹線道路は、都市間連絡軸と日向入郷圏域連携軸を形成する東九州自動車道、九州中央自動車道、国道10号、国道327号、国道446号、国道327号日向バイパスを位置づけます。 ○ 主要各都市と日向入郷圏域の周辺町村とを連結する機能を持たせ、被災時も想定した広域の交流や連携を促進する道路とします。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東九州自動車道及び九州中央自動車道の未開通区間について、整備を促進します。 ○ 国道10号の改良整備を促進します。 ○ 日向入郷圏域の中心となる国道327号、国道446号全線の改良整備を促進します ○ 国道327号バイパスは、事業中である永田工区の早期完成に加え、永田工区以西の区間延伸について、県と連携を図りながら整備を促進します。

主要幹線道路の整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要幹線道路は、日向入郷圏域連携軸を形成する県道細島港線や市街地基幹軸を形成する県道日知屋財光寺線、県道土々呂日向線を位置づけ、広域幹線道路と市街地内の各都市拠点とを連絡する機能を持たせ、広域レベルの交流を市街地レベルへと誘導する道路とします。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県道土々呂日向線の整備を促進します。 ○ 県道日知屋財光寺線は、日向インターチェンジと細島港を結ぶ重要な産業道路となることから、県との連携を図りながら暫定2車線区間の解消等の整備を促進します。

幹線道路の整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路は、広域幹線道路及び主要幹線道路以外の都市計画道路を基本的に位置づけ、市街地内の自動車交通を円滑に処理するネットワークとしての機能を担い、主要な公共公益施設等を連結する最も基本となる道路とします。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路の未整備区間の内、計画を見直しながら、今後とも計画の存続が必要と考えられる区間については、継続して整備を推進します。 ○ 幹線道路の内、中心市街地に関連する区間については、主要幹線道路等からの交通の受け止めや通過交通の受け流しを行い、中心市街地の活性化を図るため、重点的に整備を行います。 ○ 日向市駅と細島港を結ぶ重要幹線である市道中央通線について、安全・安心で景観に配慮した整備を検討します。

補助幹線道路の整備

方針	○ 補助幹線道路は、幹線道路網によって囲まれた居住環境地区の主要な集散道路、及び主要施設へのアクセス道路として、より利便性を高める道路とします。
方策	○ 幹線道路となる都市計画道路と連絡する道路を中心に、緊急車両の通行が困難な狭小区間の解消や、歩行者・自転車の安全性の向上を図る整備を推進します。 ○ 郊外と市街地との連携を強化する道路網の整備を推進します。

安全な道路環境の整備・管理

生活道路の整備

方針	○ 生活道路は、地域交通の集散機能に加え、各地域のコミュニティスペースとしての機能を担うため、安全性、快適性に配慮した道路空間を構成します。
方策	○ 「日向市道路整備実施計画」に基づき、重点的かつ効率的な道路整備を推進します。 ○ 住宅地内を相互に連絡する生活道路については、緊急車両の通行が困難な狭小区間の解消や、歩行者・自転車の安全性の向上を図る整備を推進します。 ○ 安全性の確保や道路施設の長寿命化を図るため、維持更新費用を平準化し、効率的・効果的な整備、維持管理を図ります。

歩行者・自転車利用者空間の整備

方針	○ 歩行者空間の整備によって、歩行者の安全性、快適性の確保を進めるとともに、地域の特性に合わせて、連続したまちの賑わいの確保、良好な地区環境、景観の創出を図ります。 ○ 自転車の走行空間の整備・充実に努め、自転車の安全な利用環境の確保に取り組みます。
方策	○ 幹線道路等の道路整備に際しては、十分な幅員をもつ歩行者空間を確保します。 ○ 歩行者の通行の障害となる電柱や道路標識の位置、デザインの工夫、電線類の地中化等により、車椅子等が容易に通行できる歩道の幅員、平坦な路面の確保等を検討します。 ○ 自転車利用環境の充実・強化は、自動車交通量や環境負荷の低減だけでなく、健康増進や観光振興による経済効果も期待できることから、安全で快適に自転車を利用できる空間の実現に取り組みます。

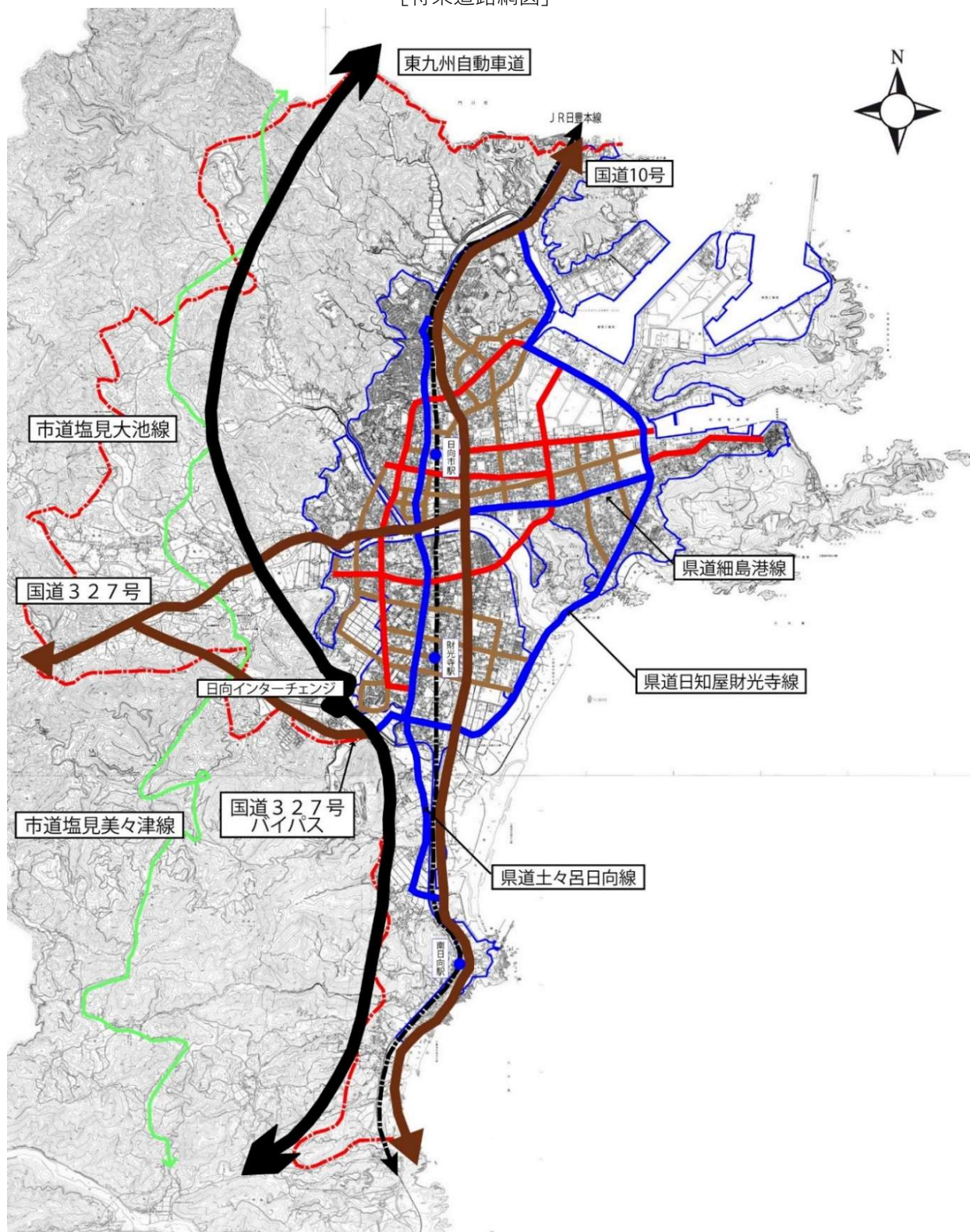
安心して歩きたくなる環境整備

方針	○ 少子高齢化に対応した福祉社会を創り上げるために、行政、市民及び事業者等が一体となって、公共インフラの整備に努めます。 ○ ユニバーサルデザインを基本とした福祉インフラの整備・推進を図ります。 ○ 誰もが安全・安心に移動でき、日常的に歩きたくなる道路・公共空間の形成を通じて、快適で魅力ある市街地環境を創出します。
方策	○ 道路整備に際しては、歩道等の幅員を十分確保し、歩車道境界の段差の解消、誘導用ブロックの設置のほか、わかりやすい目標標識（サイン）、音声誘導等の設置を推進し、バリアフリー化を図ります。 ○ 広域救急医療を支える広域幹線道路等の整備を促進します。 ○ 駅前広場等の交通結節点付近には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。 ○ 公園の出入口、園路、駐車場等を子どもや高齢者、障がい者に配慮した構造とします。 ○ 公共公益施設等の新築または大規模な改築の際には、道路や駐車場から施設入口への段差解

消、施設内におけるスロープの設置、車いす利用者にも配慮したトイレ・エレベーター等の施設の整備を推進します。

- 「日向市地域福祉計画」等を基本とした整備を推進し、福祉のまちづくりに取り組みます。
- 日向市駅周辺等では、歩いて楽しい、にぎわいと交流を生むウォーカブルな空間づくりを推進します。
- 道路空間の利活用により、地域の魅力向上と回遊性の向上を図ります。

[将来道路網図]



3. 都市防災

南海トラフ地震による地震・津波災害をはじめ、風水害や土砂災害等多様な災害に備え、事前復興の視点を取り入れた都市防災まちづくりを推進します。津波被害が想定される沿岸部と内陸部の特性を踏まえ、不燃化・耐震化の推進、避難路・避難場所の整備を進めます。また、広域連携による事前復興の取組や、災害予防対策、応急対策、情報収集・伝達体制の充実を図り、災害に強く、迅速な復旧・復興が可能な強靱な地域づくりを目指します。

多様な災害に強い強靱な地域づくりの推進

土砂災害対策の推進

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 土砂災害警戒区域等は、市街化区域縁辺部、特に西側の丘陵地帯の山裾に多く指定されており、市街地周辺の災害危険箇所については、がけ崩れ、落石等の土砂災害に対して、ハード・ソフト両面から対策に努めます。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 県と連携を図りながら土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」等の指定を進めるとともに、住民に対してよりきめ細かな土砂災害リスクに関する情報の周知に取り組みます。○ 土砂災害による孤立集落の発生の防止に向けて「日向市道路整備実施計画」に基づく市道の整備を推進します。○ 県と連携を図りながら、「急傾斜地崩壊対策事業」や「砂防ダム」等の土砂災害対策事業を推進します。○ 土砂災害リスクの周知を図ることにより、居宅等の低災害リスク地域への立地誘導を促します。○ 土砂災害の危険性が高いと予想される区域の開発抑制に取り組みます。

洪水対策の推進

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、塩見川沿川に広がっており、河川等の防災対策による被害の軽減と事前の避難による被害の回避を推進します。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 河川管理者と連携した河川水位の監視体制の強化により、雨量、水位等の避難判断のために必要な河川情報の提供強化を図ります。○ 関係する自治体や関係機関等と連携し、流域治水対策を推進します。○ 河川及び河川施設の適切な維持管理を推進します。

不燃化・耐震化の推進

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 建築物の不燃化・耐震化を促進し、災害に強い都市づくりを推進します。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 延焼を遮断するため、面的整備の推進により公園・緑地や道路等のオープンスペースの創出を検討します。○ 耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進します。また、公共施設の建築物については、耐震診断・耐震改修を計画的に行います。さらに、既設の一般住宅に対しては耐震化に関する意識啓発を目的とした広報活動を展開します。

避難路・避難場所の整備

方針	○ 都市計画道路や都市計画公園等の都市施設を利用した避難路・避難場所の確保を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設または改良整備が行われる都市計画道路や都市計画公園等を中心に、避難路、避難場所としての機能充実を図ります。 ○ 災害時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者等の避難環境の整備に向けて、避難場所や避難所の機能向上や避難路の整備に取り組みます。 ○ 自主防災組織や事業所などにおいて、避難訓練や防災講座を実施し、早期避難体制の確立を図ります。 ○ 牧水公園交流施設及び東郷グラウンドを、大規模災害発生時に、被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動を行うため、自衛隊、警察、消防、DMAT等の広域支援部隊が迅速に参集する後方支援拠点とします。 ○ 電線類の地中化を検討し、都市災害の防止を図ります。

情報収集・伝達体制の確立

方針	○ 災害発生時の情報収集・連絡体制の整備や情報を伝達する通信手段の確立を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県や防災関係機関と協力し、あらかじめ情報収集体制を整備するとともに、各区長公民館長や自主防災組織及び消防団等と連絡を緊密にするよう努めます。 ○ 要配慮者を含め、全ての市民へ迅速かつ的確に災害情報を伝えられるよう、様々な伝達手段を活用し、情報伝達の多重化に努めます。

南海トラフ地震を想定した事前復興まちづくり

地震・津波防災の対策の推進

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波による被害を減らすため、防災設備の充実を図るとともに、地域防災活動等、ソフト対策を推進し、人・まち・地域の協働による、安全・安心で持続可能なまちづくりを図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による倒壊や津波による流出による被害拡大の防止のため、空き家の抑制や住宅の耐震化に取り組みます。特に、津波浸水深が深く、多くの空き家が分布する細島地区において重点的に取り組みます。 ○ 建築物の耐震化の促進、耐震化促進の指導・啓発、耐震診断や改修に対する補助、橋梁の長寿命化・耐震補強等を図ります。 ○ 防災士資格の取得の助成、避難計画の策定、避難ビルの指定、防災情報伝達システムの強化等の警戒避難体制の構築・強化等を図ります。 ○ 「地震発生から津波の到達まで 30 分以内かつ浸水深が 30cm 以上となる区域」を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時における「高齢者等事前避難対象地域」に位置づけ、区域内にある高齢者宅や福祉施設等の早期避難体制の整備を図ります。 ○ 狭隘道路の解消・防災空間の確保を図り、安全・安心な都市空間の創出を図るため、現在施行中の土地区画整理事業、住環境整備事業、道路改良事業等を推進します。 ○ 大規模災害時の消防活動や救援物資の効果的な輸送のため、緊急輸送道路や重要物流道路及び代替・補完路等の早期整備を促進します。 ○ 海岸保全施設、港湾施設及び河川管理施設の整備を図ります。 ○ 事前復興まちづくり計画を策定し、被災後の土地利用の想定を明確化することで、防災・減災対策の質的向上を図ります。

防災拠点・市街地の整備による事前復興まちづくりの推進

方針	<p>本市は、市街化区域の約 75%が津波浸水想定区域に含まれ、特に鉄道以東や塩見川・赤岩沿いでは浸水深 2 m以上が想定されるなど、甚大な被害リスクを抱えています。また、市街化区域縁辺部の多くは土砂災害危険箇所であり、安全な土地の確保が容易ではありません。沿岸部には工業・商業・医療・観光など多様な都市機能が集積しており、災害時には市民生活や地域経済に大きな影響が生じる恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このような状況を踏まえ、被災後に復興まちづくり事業へ早期に着手できるよう、平時から災害時を見据えた事前復興まちづくりを推進し、防災拠点となる都市公園や総合体育館の整備などを通じて、防災・減災対策の強化を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・復興の拠点となる都市公園の長寿命化対策を推進するとともに、中長期の避難施設としての機能を有する総合体育館の整備を推進するとともに、体育館の整備と併せた災害時のシェルターとなる避難施設の整備を図ります。 ○ 平時から大王谷地区周辺における都市機能の誘導、立地促進を図ります。 ○ 津波浸水想定区域に含まれる市街地においては、原位置の嵩上げや都市機能・居住機能の高層化の推進、安全な地域への移転を検討し、市街地の災害リスクの回避・低減を図ります。 ○ 現在施行中の土地区画整理事業において早期に換地処分を行い、土地の座標値を確定させることで、被災後の復興期間の短縮を図ります。

土地利用の見直しによる事前復興まちづくりの推進

方針	○ 発災後の迅速な復旧・復興につなげるために、平常時から土地利用の方向性を整理し、安全性の高い地域への居住・機能誘導、復興を優先すべきエリアの明確化、柔軟な土地利用を可能とする仕組みづくりを推進します。
方策	○ 市街化調整区域や都市計画区域外においても、地区の将来像やまちづくりの方向性に基づき、高台で安全な住宅地・既存集落を有する地区における柔軟な土地利用を図ります。 ○ 復興時において、遺体安置所、災害がれき置き場、仮設住宅、移転候補地などの土地が必要になります。そのため、事前に活用できる公有地・民有地の土地の確保を検討します。

広域連携による事前復興まちづくりの推進

方針	○ 被災後のまちの再建に向けた「事前復興」の考え方をもとに、門川町と連携した事前復興まちづくりの推進を図ります。
方策	○ 早期の復旧復興活動を見据えた体制の構築を図ります。 ○ 隣接する門川町と連携し、復旧復興体制の構築や宅地供給の融通など、広域的な事前復興まちづくりを推進するとともに、平時から広域連携を強化します。

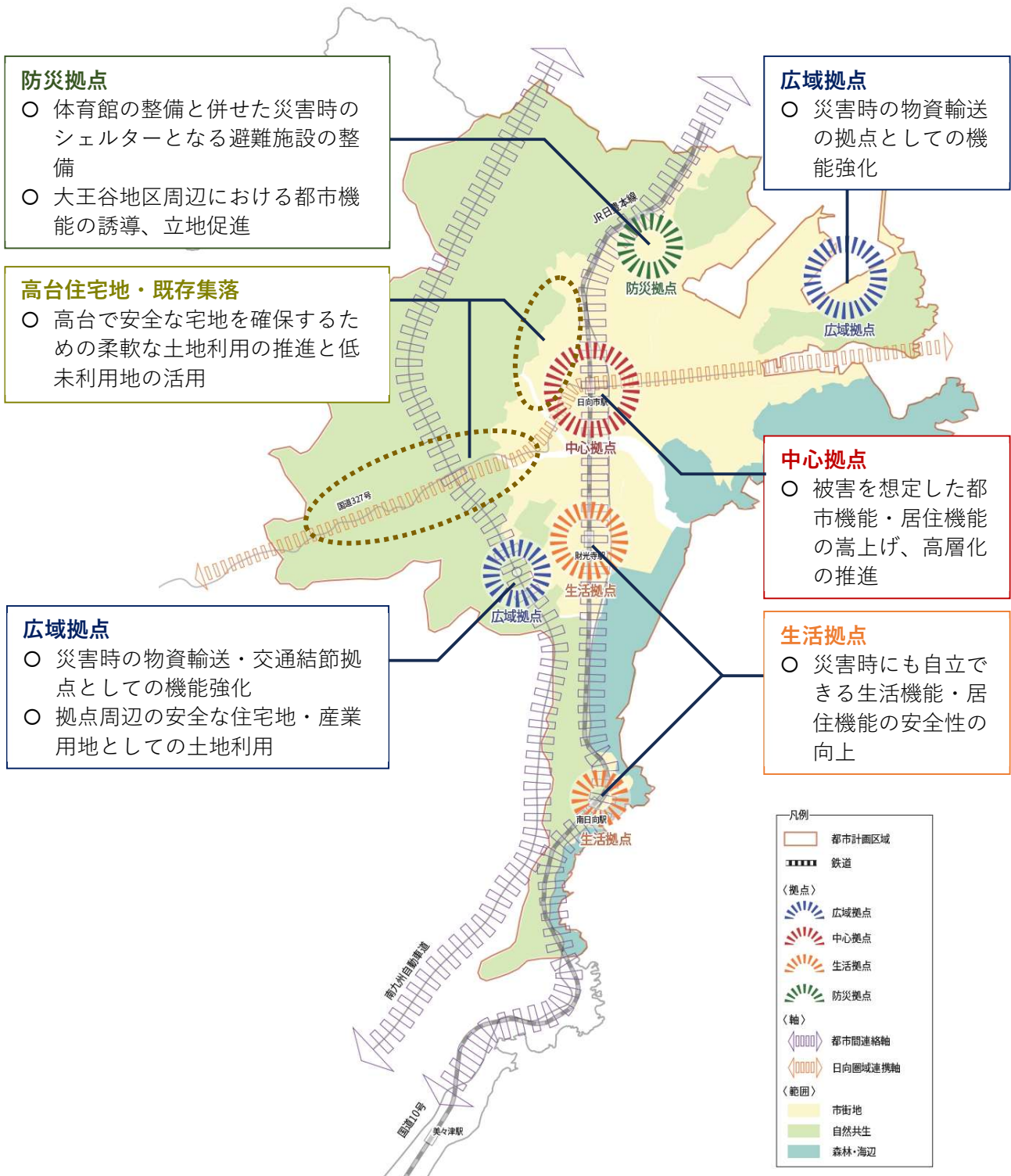
災害予防対策の推進

方針	○ 災害時の防災体制の強化を図るとともに、市民の防災意識及び地域防災力の向上を図ります。
方策	○ 「日向市地域防災計画」などの各種計画の検証・見直しや行動マニュアルの作成を行い、大規模災害時における体制の整備を図ります。また、他の自治体や民間事業者との災害時支援協定の締結に取り組みます。 ○ 総合防災訓練や講演会などの内容を充実させ、市民の参加を促進します。 ○ 地区防災計画の策定を支援し、自主防災会や自治会など地域で活躍する防災士の養成に努めます。 ○ 3D都市モデルを活用し、災害想定の見える化と事前復興の意識醸成を図り、安全・安心なまちづくりの取組を深化させます。

災害応急対策の充実

方針	○ 災害時の迅速な初動体制の確立を図ります。
方策	○ 職員の非常参集基準の明確化や災害対策本部の機能強化を図り、被害状況の把握、市民の安全確保、被災者の救援救護、広域的応援要請等の初動対応に必要な事前の計画を策定し、職員及び市民等に周知します。 ○ 防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図ります。

[将来都市構造における事前復興まちづくりの考え方]



4. 公共施設・生活環境

市民の安全・安心な暮らしを支えるため、水道の安定供給や持続可能な下水道施設等の整備を進めるとともに、河川の計画的な整備と適切な管理により、良好な生活環境の維持を図ります。また、ごみ処理対策の推進や、学校施設、行政施設、スポーツ施設等公共公益施設について、総合的な管理・マネジメントを行い、将来世代に引き継ぐ持続可能な公共施設の整備と活用を推進します。

上下水道・河川の計画的な整備・管理

水道の安定供給の確保

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時においても必要な水道水の供給を維持できるよう、水道施設の耐震化を含めた改築更新を推進するとともに、迅速な応急・復旧活動を行うための危機管理体制の確立を図ります。 ○ 節水意識の向上や人口減少等の社会情勢の変化により給水量が減少傾向にあり、今後も給水収益の減少が想定されるため、中長期的な視点に立ち、更なる事業の効率化や健全化への取組を推進します。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「管路耐震化（更新）計画」に基づき老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進することで、災害に強い強靱な配水管網の構築を図ります。 ○ 危機管理体制の強化を図るため、応援活動訓練に積極的に参加し受援体制の整備を図ります。 ○ 「日向市水道ビジョン」の「お客様に親しまれ 笑顔を未来へつなぐ 日向（ひむか）の水道」を基本理念に、将来においてもお客様から信頼される水道を目指し、健全な水道事業の経営を図ります。

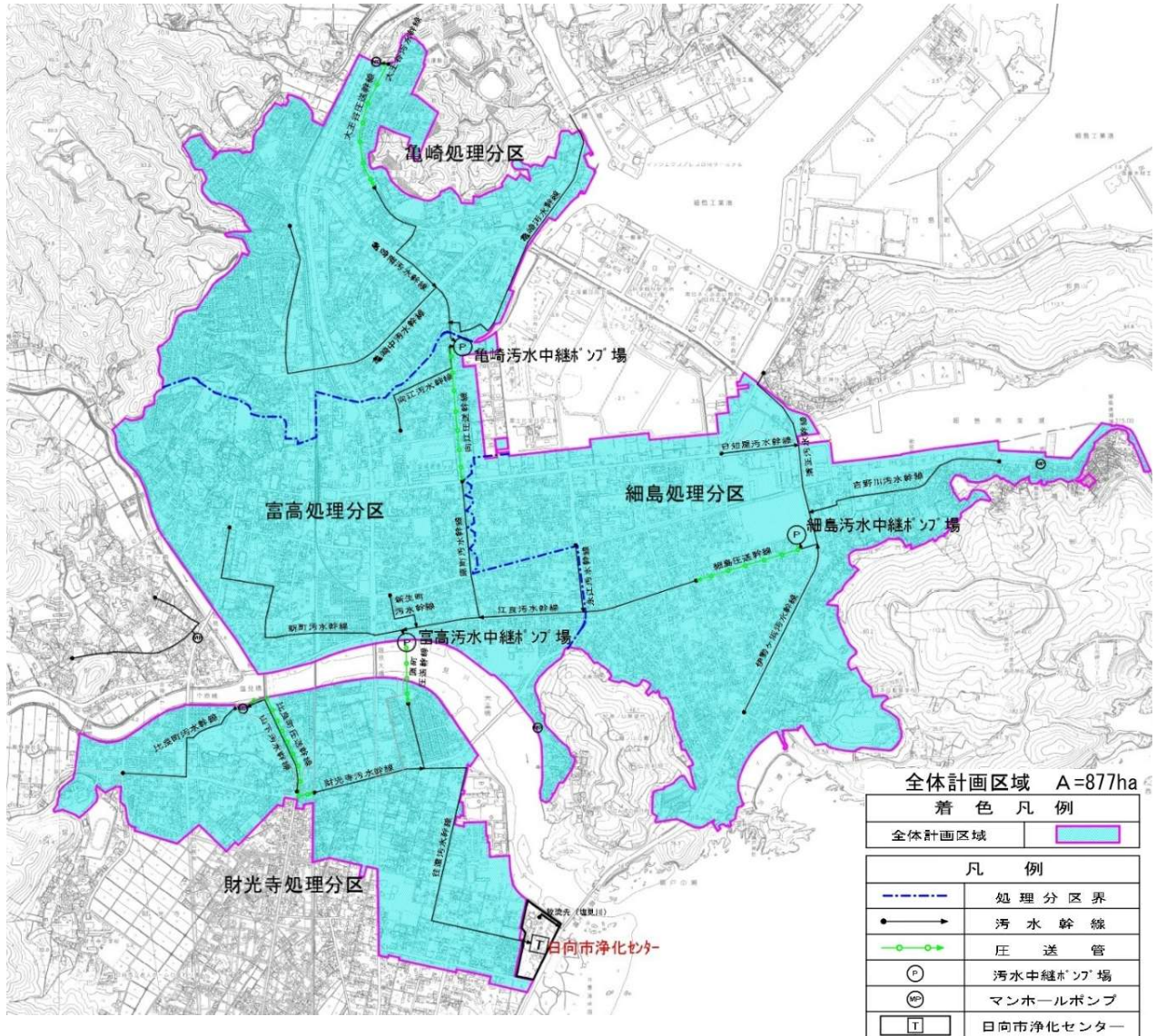
持続可能な下水道施設等の整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな水環境の保全と生活環境の向上を図るため、地域特性にあった生活排水処理施設（下水道・農業集落排水・浄化槽）の整備・維持・活用を図ります。 ○ 人口減少の加速化や災害リスクの顕在化、財政・人員制約の高まり、施設の老朽化等に対応するため、「循環のみち下水道」の持続・進化を目指します。
方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢の変化に対応した下水道普及率の向上を図ります。 ○ 都市部の浸水対策については、污水管と併せて雨水管を整備する等、効率的で効果的な雨水排除を図ります。 ○ 下水道施設については、維持管理と改築更新を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント」を推進することで、施設の維持管理の最適化を図ります。 ○ 災害リスクへの対応としては、施設の改築更新に併せて効率的に耐震化を図ります。 ○ 各方策の実施に当たっては、「下水道事業経営戦略」を策定し整合性を図ることで、安定且つ持続可能な事業経営を目指します。 ○ 農業集落排水施設については、計画的な施設の延命化対策に取り組みます。 ○ 浄化槽の適正管理に向けた普及啓発を推進します。

河川の整備

方針	○ 洪水や浸水等の自然災害を未然に防ぐために、治水対策を中心に河川の整備を行いつつ、河川空間における人と水とが親しめる快適な空間の創出を図ります。
方策	○ 治水対策、水質汚染対策のための河川改修事業を促進します。 ○ 自然の保全と緑化を図り、水辺環境の利用促進や水生動植物の保護を促進します。 ○ 自然環境に配慮した計画的な整備、維持管理を促進します。

[公共下水道污水計画一般図]



公共公益施設（建物系）等の総合的な管理・マネジメント

ごみ処理対策

方針	○ ごみ処理の適正化、収集、処理体制の充実を図ります。
方策	○ 県、市町村及び事業者等の連携による可燃物焼却施設の整備を検討します。

学校施設の充実

方針	○ 安全・安心な教育が受けられるように、老朽化が進行する学校施設等の改善・充実を図ります。
方策	○ 適切な維持管理や耐震化とともに、施設の長寿命化や設備等の改善・充実に努めます。 ○ 将来の人口の予測等を踏まえ、必要に応じて集約化、複合化、廃止等を検討します。

行政施設の充実

方針	○ 「民間にできることは民間に委ねる」を基本とし、民間活力の導入を検討します。 ○ 老朽化が進行する行政施設等の改善・充実を図ります。
方策	○ 適切な維持管理や耐震化とともに、施設の長寿命化や設備等の改善・充実に努めます。 ○ 将来の人口の予測等を踏まえ、必要に応じて集約化、複合化、廃止等を検討します。 ○ 新庁舎は、協働のまちづくりの拠点施設の核として位置づけし、活用します。

スポーツ施設の整備

方針	○ 「日向市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、老朽化したスポーツ施設の整備・充実を図ります。 ○ 安心安全で利用しやすい施設の提供に努めます。
方策	○ 市民ニーズや地域活性化を踏まえた施設整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。 ○ 総合体育館の整備等により、災害時の防災拠点としての充実を図ります。

5. 住宅・宅地整備

多様な世代が安心して暮らし続けられるまちを目指し、公営住宅のストック活用を含め、ターゲットに応じた住宅供給を進めます。特に、高齢者や子育て世代に配慮した住宅整備を推進するとともに、良好な住環境の形成を図ります。また、自然環境と調和した住宅・宅地整備を進め、災害に強く、快適で環境にやさしい住宅地や集落の維持・再生を目指します。

ターゲットに応じた住宅の供給

公営住宅のストック活用

方針	○ 予防保全的な観点から修繕や改善等の維持管理計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ります。
方策	○ 「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づき、「ストック総合改善事業」「高齢者住宅住戸改善事業」により、施設の居住性向上、福祉対応、安全性確保及び長寿命化を推進します。

高齢者や子育て世代に配慮した住宅整備

方針	○ 今後の少子高齢化の進展に対応するため、住宅行政と福祉行政との連携のもと、高齢者、障害者、子育て世代等に配慮した住宅建設を促進します。
方策	○ バリアフリーや耐震に対応したリフォームの促進等による「次世代に住み継ぐことができる住まいづくり」を目指します。

住宅地・集落の安全な居住環境の形成

良好な住環境の整備

方針	○ 密集した市街地、浸水被害のおそれのある市街地等における居住環境の改善、防災性の向上等を図り、災害に強い住環境を創出します。
	○ 空き家の適正管理についての指導や啓発活動、空き家の利活用の促進により、良好な住環境の保全及び地域コミュニティの維持を図ります。
	○ 市街化区域の人口集中地区以外の区域については、住環境整備事業等を基本として良好な市街地を形成します。
方策	○ 地域の実情に応じて、道路改良、浸水対策等により住環境の向上を推進します。
	○ 「日向市空き家等対策推進事業」により、空き家の適正管理・活用を促し、良好な住環境の保全を推進します。また、「日向市空き家等情報バンク」により空き家の活用を推進します。 ⊖ 事前復興として、既存の住宅団地や市街地内の低未利用地を活用し、居住機能を段階的に受け入れる「差込型移転」を検討します。

自然にやさしい住宅・宅地整備

方針	○ 自然環境に対する負荷を低減する住宅・宅地整備を促進します。
方策	○ 住宅の断熱化や自然エネルギーを活用する住宅設備の設置、省エネルギー機器への買い替え等、環境負荷を軽減する取り組みを推進します。

6. 公園・緑地

日向灘や山並み、河川等豊かな自然環境を生かし、公園・緑地の適切な配置と整備、維持管理を進めます。都市緑化の推進やグリーンインフラ、ゼロカーボンシティの考え方を取り入れ、防災や環境保全、景観形成等、緑の多面的な機能の発揮を図ります。また、身近な自然と触れ合える空間を確保し、潤いとやすらぎのある都市環境の形成を目指します。

公園・緑地の適切な配置と維持管理

公園・緑地の配置

方針	○ 公園・緑地の配置にあたっては、快適な都市環境の形成、地域住民のレクリエーション需要や安全な都市づくり等に対し、日向市の特色を活かした緑豊かな潤いのある魅力的なまちを創るよう計画します。
方策	○ 新たな公園の配置を検討する際には、公園の種別ごとに誘致圏域を明確にし、その圏域内の人口、土地利用の動向、交通計画、その他都市施設等を勘案して計画します。 ○ 面的整備を中心に配置する地区については、計画的な公園・緑地の配置に努めます。 ○ 個々の公園や緑地等を幹線道路や緑道といった線的な緑空間として配置することで、緑のネットワークの形成に努めます。

公園・緑地の整備

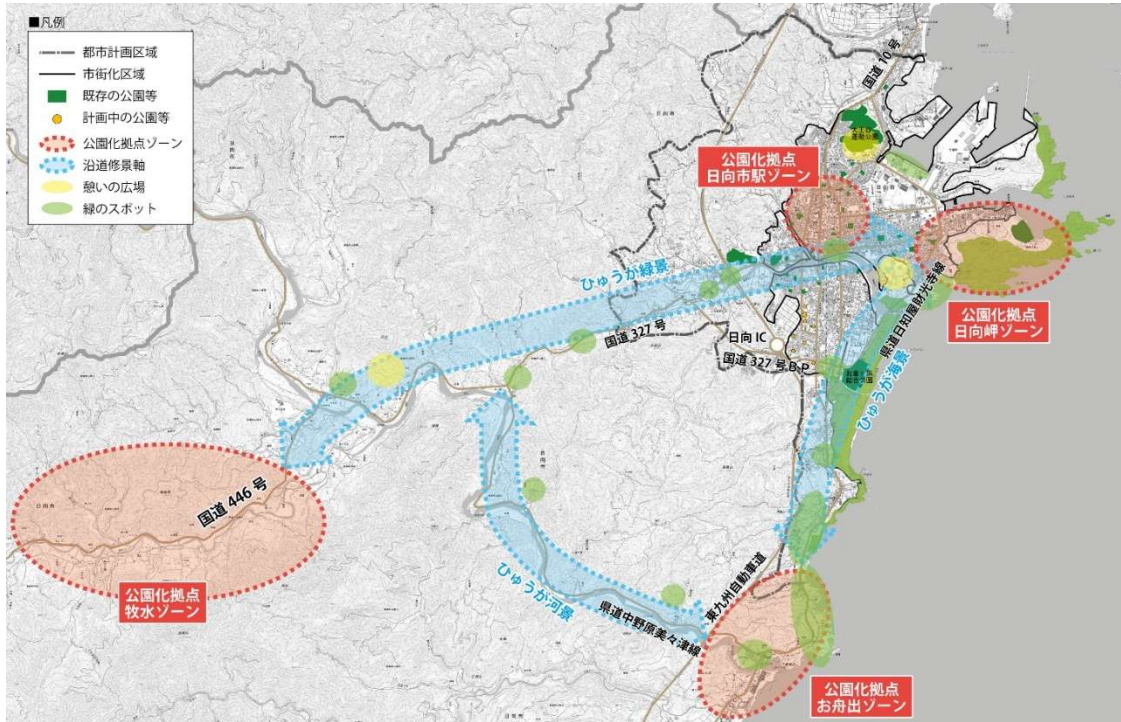
方針	○ 公園・緑地の整備にあたっては、都市で生活する様々な人々に活力と潤いをもたらす重要な場であると考え、基本的な整備水準を設定し、計画的な整備を推進します。
方策	○ 既存の公園において、遊具施設等の機能更新を推進します。 ○ 災害時の避難所・避難路として、防災機能を重視した都市公園や緑道等の整備を推進します。 ○ 市民の健康を下支えする都市公園において、健康長寿の都市づくりにつながる健康器具装置の整備を推進します。 ○ 農村部における健康増進や交流促進を図るため、地域住民とともに農村公園の維持管理に努めます。

緑の多面的機能の発揮

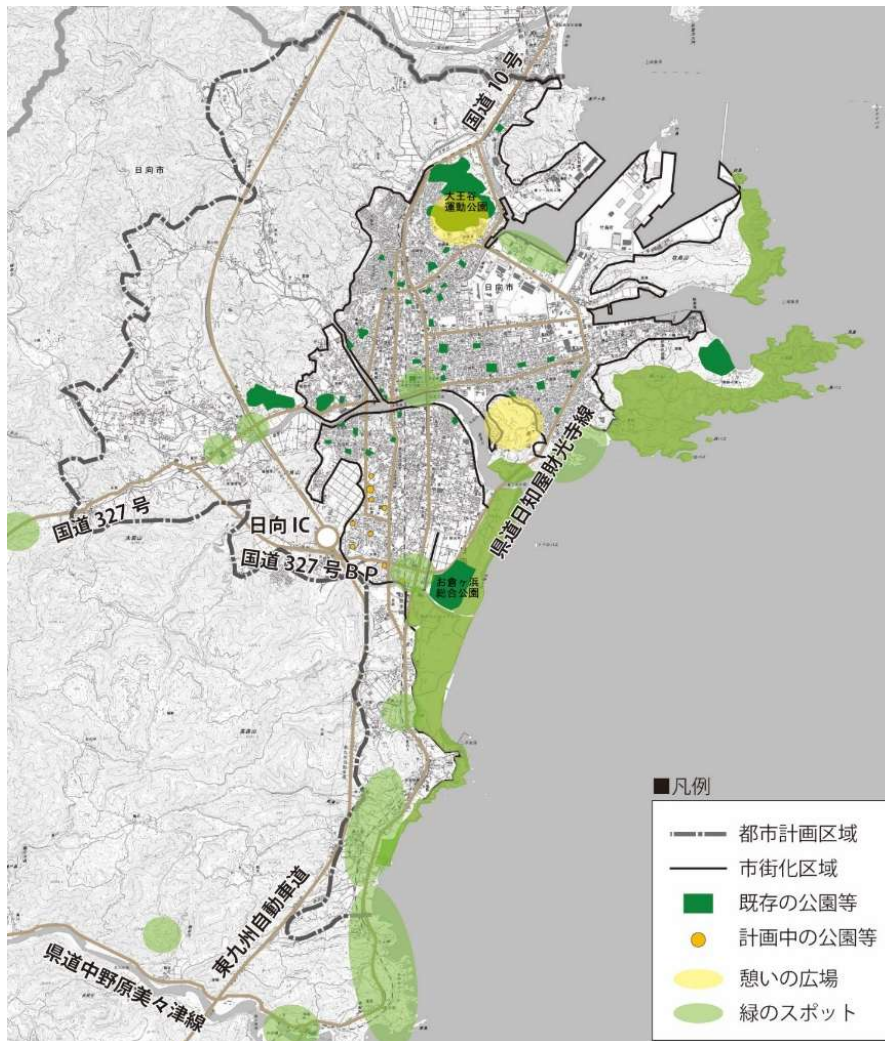
都市緑化

方針	○ 緑豊かな潤いのある快適な空間を創出するためには、都市公園を主体とした公園・緑地の整備のほかに、民有緑地の保全、公共公益施設の緑化に取り組み、積極的に都市の緑化を推進していきます。
方策	○ 道路、河川、下水処理施設、官公庁施設、公営住宅等の公共施設について、新設もしくは大幅な更新を行う場合は、植樹等による積極的な緑化を推進します。 ○ 市街地の斜面林や平地林等の緑の保全、利用を図ります。 ○ 市内全域を花や緑であふれる憩いの場とするために、イベントや啓発活動を通して市街地の緑花を推進します。

[公園・緑地等の配置方針図 (全体)]



[公園・緑地等の配置方針図]



グリーンインフラの推進

方針	○ 自然環境が有する多様な機能を都市づくりに活用し、防災・環境保全・景観形成に寄与するグリーンインフラの推進を図ります。
方策	○ 河川、緑地、公園等の自然環境を生かした都市環境の形成を進めます。 ○ 防災・減災や気候変動への適応に資するグリーンインフラの活用を検討します。 ○ 都市緑化の推進により、潤いのある景観と快適な生活環境の創出を図ります。 ○ 自然環境の保全と活用を両立させ、持続可能な都市づくりにつなげます。

都市自然環境の形成

自然環境の保全

方針	○ 南北につながる海岸部の保全・整備を図ります。 ○ 森林部においては、木材生産性等の経済機能、自然環境保全、保健休養、防災機能等の多様な公益的な機能を総合的に発揮するために、その保全を推進します。 ○ 農村環境の総合的な整備を推進し、自然環境に悪影響を及ぼさない営農活動を促進します。
方策	○ 日豊海岸国定公園や景観形成重点地区等の保全を推進します。 ○ 生物多様性の観点から、動植物の生息・生育環境の保全を図り、モニタリングを実施します。 ○ 市民が森林浴や憩いの森として利用できるように、国定公園内の森林等の保全を図ります。 ○ 治山事業を推進し、保安林の機能強化を図ります。 ○ 林地の崩壊危険箇所等については、災害予防のため、堰堤等の整備を検討します。 ○ 優良農地や農業用水の確保を図ります。 ○ 畜産排泄物の適正処理を行い、バイオマス資源としての活用を検討します。

都市環境の形成

方針	○ 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の公害対策を図ります。 ○ 自然環境への負荷を低減し、地球温暖化防止対策に取り組みます。 ○ うるおいのある環境を形成するために、水や緑の空間を連携するネットワークを組み込んだ市街地の整備を図ります。 ○ ごみ処理の適正化、収集・処理体制の充実、リサイクルの促進を図ります。
方策	○ 環境モニタリング制度の充実による監視体制の強化、特定事業場等への立入調査等を推進し、公害の未然防止対策の充実を図ります。 ○ 公共施設や学校、企業において、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。 ○ 土地開発行為については、環境保全に配慮するよう指導します。 ○ 河川浄化のための啓発活動を推進します。 ○ 自然環境を守るため、緑化、美化運動等を推進します。 ○ 工業地については、工業敷地内及びその周辺の緑化を促進します。 ○ ごみ処理に関する情報提供等により、市民や事業者への意識啓発を図り、ごみの発生抑制と再生利用を推進します。 ○ 廃棄物処理施設等での余熱・廃熱利用を進め、エネルギーの省力化と効率化を図ります。

7. 景観・歴史文化

海・山・河川等の自然景観や、日向市駅周辺の市街地景観、美々津地区に代表される歴史的な街並み等、本市ならではの景観資源を生かした景観形成を進めます。あわせて、暮らしや生業、地域活動から生まれる文化的景観を大切に、歴史や文化を次世代へ継承するとともに、新たな魅力の創出による文化の再創造を図ります。

まちの魅力を高める景観形成

自然の景観

方針	○ 日向灘や冠岳、尾鈴連山等を始めとする多種多様な自然景観と農村風景が調和した景観づくりを図ります。
方策	○ 自然景観の積極的な保全を図ります。 ○ 緑地は、保全と調和のある開発の規制誘導及び適正な管理を行い、緑とふれあう空間としての有効活用を図ります。 ○ 水質の浄化や川岸の美化清掃等による美しい河川景観の保全と親水性の向上を図ります。

街並みの景観

方針	○ 日向市駅周辺地区を始めとする良好な街並みと都市基盤施設等が調和した美しい景観づくりを図ります。
方策	○ 土地区画整理事業等による新たな市街地整備による賑わいの創出や魅力づくりを推進します。 ○ 民有空間の建築物と公共空間の建築物との調和に配慮し、一体的な街並みの形成を図ります。 ○ 景観に配慮した公共施設の整備を推進します。 ○ 宮崎県屋外広告物条例に基づき、地域の特徴を生かしながら、風致の維持、危害の防止及び良好な景観形成を図ります。

生活・生業からなる文化的景観の保全・創造

歴史・文化の景観

方針	○ 細島や美々津、坪谷地区等に現存する、歴史・文化資源を守ると同時に、落ち着きと風格を大切に景観づくりを図ります。
方策	○ 細島地区に現存する歴史的建造物を活用し、歴史・文化のネットワークづくりを推進します。 ○ 伝統的建造物群保存地区条例等を活用し、美々津地区の落ち着きのある町並み景観の再生・保全を推進します。 ○ 坪谷地区は、国民的歌人「若山牧水」の生誕地であり、多くの文化的資源を有することから、積極的な情報発信により、広域的な観光交流を推進します。

活動の景観

方針	○ 市民参加による生活風景と季節行事の風景を大切にした景観づくりを図ります。
方策	○ 人々の暮らしや活動、地域に根付いた楽しい集いから生まれる生活風景を大切にし、心に残る景観づくりを推進します。 ○ 日向十五夜祭り等の行事による人々の賑わう風景の保全を図ります。

文化の再創造

方針	○ 本市にある地域文化を再創造するとともに、周辺市町村との連携による広域な文化資産の効率的な整備・運営を図ります。 ○ 新たな時代にふさわしい日向入郷圏域の文化の創造を図ります。 ○ 人材育成等のソフト面の施策等を図り、本市を含めた日向入郷圏域の文化活動を促進します。
方策	○ 市民、行政、観光産業等が連携して地域文化の振興を図ります。 ○ 各種イベントや文化財施設巡り等を行い、本の文化的なアピールを推進し、文化的なまちの基盤整備を推進します。 ○ 本市のひよっとこ踊りやはまぐり碁石まつり、十五夜祭りや牧水祭、門川町のみなとフェスティバル、美郷町の百済の里祭、御田祭、音楽祭等、周辺町村の各種イベントや民俗芸能等の交流を図り、日向入郷圏域の文化の創造を推進します。 ○ 地域の歴史、文化財、伝統文化の資源を適切に保存し、次世代へ継承しながら、地域活性化に活用します。 ○ 図書館、放送大学や中央公民館等の公共施設を有効に活用して、地域文化の啓発を推進します。

8. 産業

地域の特性を生かし、持続的な地域経済の発展を支える産業基盤の形成を推進します。第1次産業については、生産基盤の強化と高付加価値化を図ります。第2次産業については、港湾地区を中心とした産業基盤の整備を進め、物流や製造業の集積を促進します。第3次産業については、商業・観光・サービス機能の充実を図り、交流人口の拡大と雇用創出につなげます。

第1次産業基盤の形成

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 営農活動や農村活動のほか、漁業・林業等の生産活動を促進する基盤整備を推進します。○ 生産活動の場である農地、山林、河川、海洋の環境保全を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 優良農地の確保と農道、用排水路等の生産基盤の整備・充実を推進します。○ 富島幹線用水路の更新工事を推進します。○ 森林資源の保全、管理、造成を図るため、林道の開設、改良、作業路の整備を推進します。○ 魚類の集まりやすい好漁場の造成や産卵・成育場となる藻場礁の造成等により水産資源の拡大を推進します。

第2次産業基盤の形成

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 既存工業系施設の生産環境の向上や、新たな企業立地を促す生産基盤の整備を図ります。○ 港湾地区においては、重要港湾細島港の整備を今後とも積極的に促進し、港湾機能の強化を図ります。○ 細島港港湾計画に位置付けられた細島港商業港地区の緑地の整備を促進します。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 港湾や道路網等、企業が立地しやすい環境の整備を促進します。○ 周辺環境との調和を考慮しながら、新たな企業立地のニーズを踏まえ、その受け皿となる用地の確保、造成を推進します。○ 細島港の港湾業務機能の強化のため、新たな岸壁の整備を促進し、工業用地の確保を図ります。また、沖防波堤をはじめとする外郭施設の整備を促進し、港内の浚渫等、港内水域の管理に努めます。○ 小型船だまりの整備や小型遊漁船の適正な収容を図るための施設の検討等を行い、漁業活動の充実強化を促進します。○ 港湾における快適な環境の創造を図り、港湾の魅力を活かした親水空間等の整備を促進します。

第3次産業基盤の形成

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 日向入郷地域の生活文化交流拠点として、人やものが集まり、賑わう商業地を形成するための施設整備を図ります。
方策	<ul style="list-style-type: none">○ 中心市街地活性化基本計画に基づき、商業、業務、居住等の都市機能や文化、福祉等の公益施設の集積・再配置、道路、駐車場等の基盤整備を計画的に推進します。

第 3 章 地域別構想

1. 地域区分の設定

(1) 地域区分の考え方

地域別構想における地区区分は、地域的なまとまりを基本とし、これまでに策定された各種計画における区分、小・中学校区、さらには本市の沿革等を総合的に踏まえて整理します。

具体的には、大王谷運動公園を中心とする梶木大王谷地域、細島港を中心とする細島地域、富島中学校を中心とする日知屋地域、日向市駅周辺を中心とする中心市街地地域、富高川・塩見川周辺を中心とする富高塩見地域を基本とします。

また、財光寺地域については、JR日豊本線を境として東西に区分し、東側を財光寺東地域、西側を財光寺西地域とし、あわせて平岩小中学校を中心とする平岩地域を位置付けます。

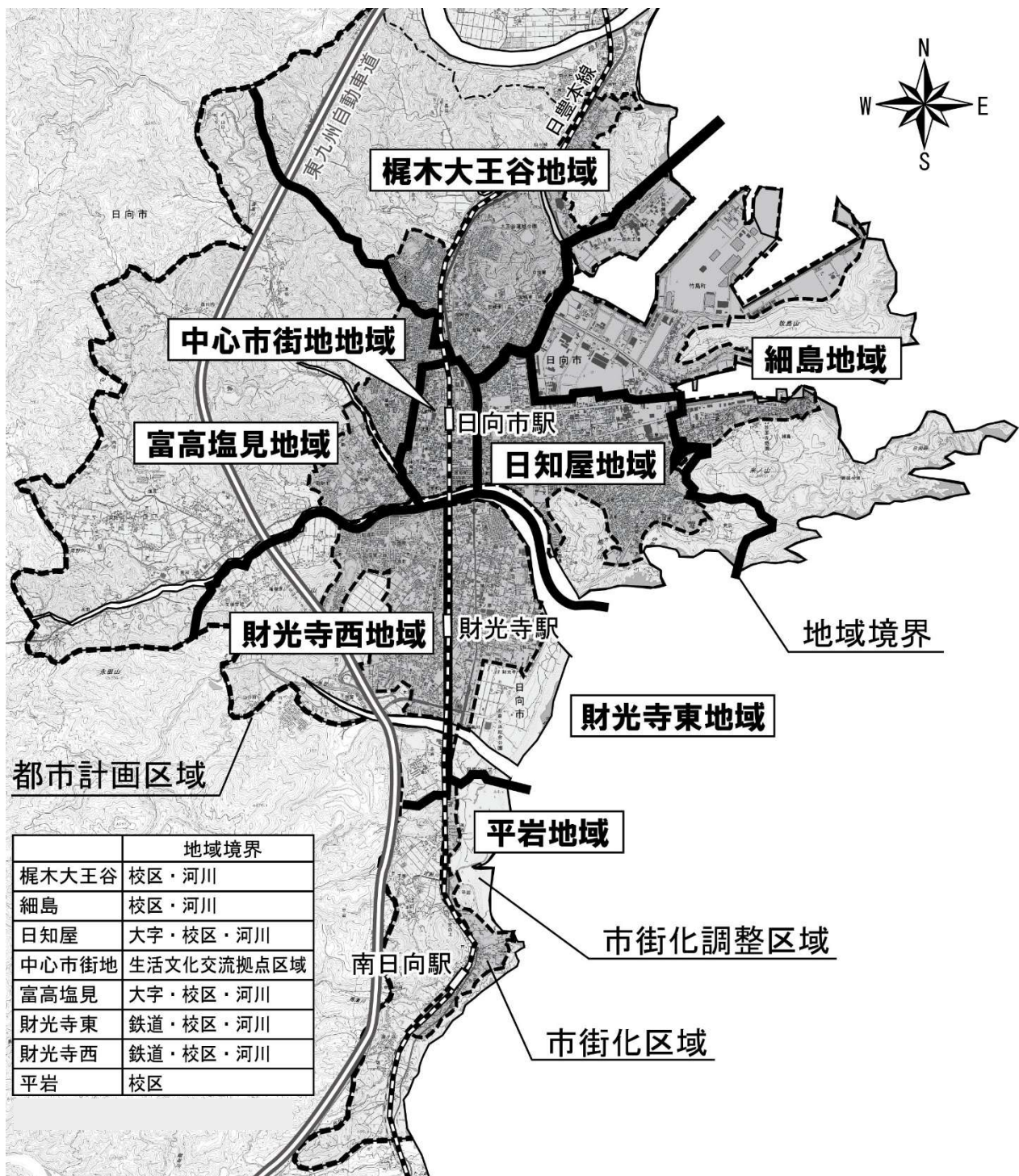
(2) 地域区分

地域区分は上記の考え方に基づき、以下のような8地域とします。また、地域区分図を次ページに示します。

【地域の概要】

地域名	全面積 (ha)	人口 (H17国調)	人口 (H27国調)	中学校区
梶木大王谷地域	1,057	7,356	8,385	大王谷小中学校
細島地域	889	2,940	2,724	大王谷小中学校 富島中学校
日知屋地域	443	13,351	13,996	富島中学校
中心市街地地域	105	3,608	2,949	日向中学校
富高塩見地域	1,271	9,796	8,743	日向中学校
財光寺東地域	306	6,754	6,165	財光寺中学校
財光寺西地域	575	8,849	9,691	財光寺中学校
平岩地域	459	2,207	2,078	平岩小中学校
合計	5,105	54,861	54,731	

[地域区分図]



	地域境界
梶木大王谷	校区・河川
細島	校区・河川
日知屋	大字・校区・河川
中心市街地	生活文化交流拠点区域
富高塩見	大字・校区・河川
財光寺東	鉄道・校区・河川
財光寺西	鉄道・校区・河川
平岩	校区

2. 地域別構想

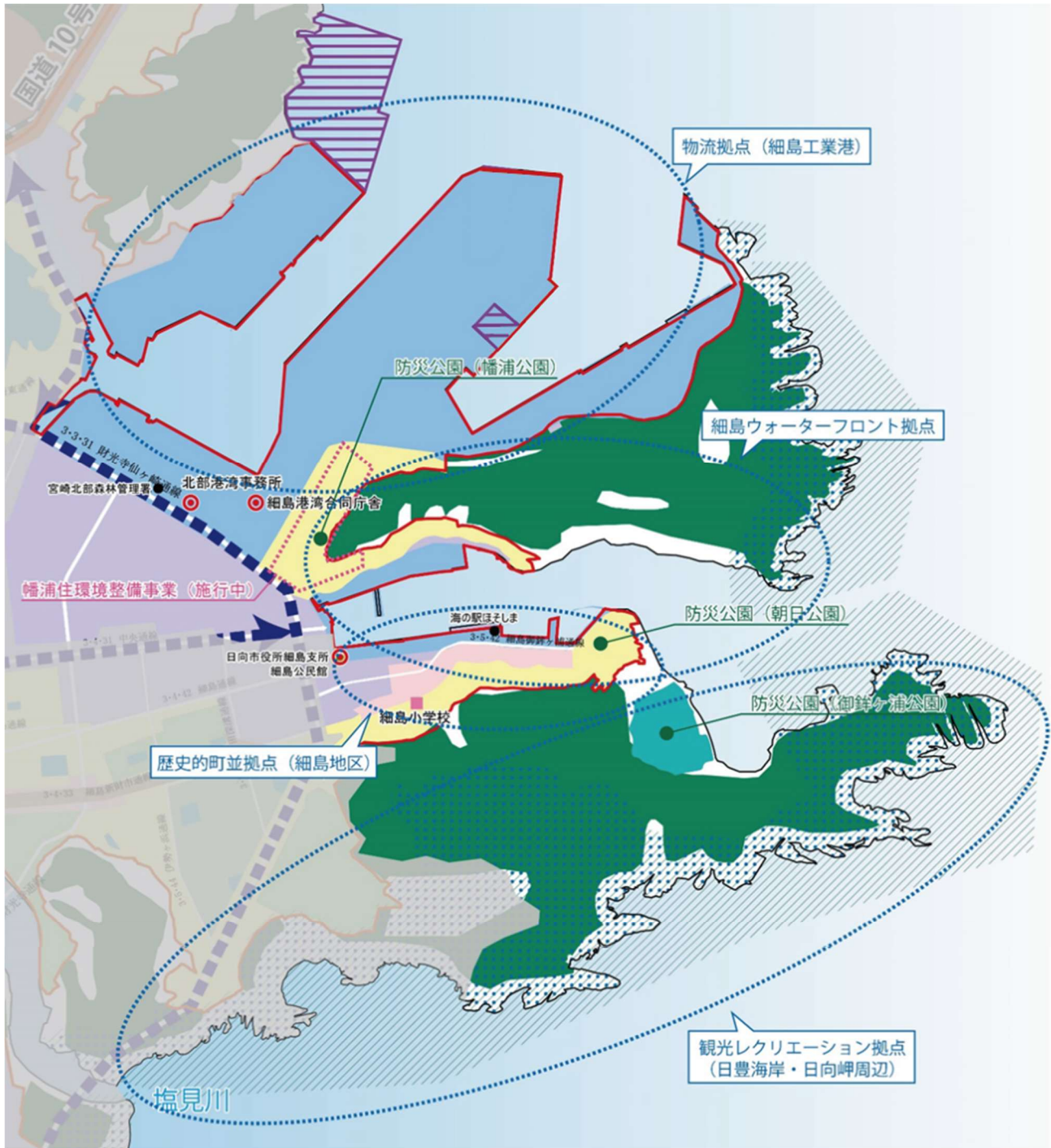
(1) 梶木大王谷地域

将来目標		
運動公園を核とした自然環境と共生するまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大王谷運動公園を拠点とした周辺緑地と水辺空間のネットワーク化を図ります。 ○ 亀崎地区及び住宅団地周辺の良好な住環境の保全を図りつつ、水辺空間の利用増進を推進します。 ○ 自然環境との共生を推進し、活気あるまちづくりを図ります。 		
方針		
土地利用	住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道10号沿い及びその周辺については、沿道サービス施設、流通施設と住居施設との調和を図ります。 ○ 亀崎地区及び住宅団地周辺については、現在の低層住宅を中心とした、住環境の維持・保全に努めます。
	商業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道10号沿道については、中心商業地を補完する商業・サービス業務施設の集積を図ります。
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業地周辺については、住工共存の柔軟な土地利用を図ります。
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農道及び農業集落排水路等については、必要に応じた整備の検討を行います。 ○ 存置されている未利用地（耕作放棄地）について、周辺の自然環境に配慮しつつ適正な利用を誘導します。 ○ 細島港工業港地区の埋立整備に伴い、企業立地需要の高まった場合の受け皿となり得る源氏山周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。
都市基盤	道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の骨格軸を形成する国道10号を広域幹線道路、(都)財光寺仙ヶ崎通線、(都)富高庄手通線を主要幹線道路、(都)北町通線を幹線道路と位置付けます。
	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。 ○ 大王谷運動公園、亀崎近隣公園を防災施設として活用します。
地域環境の保全・創出	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大王谷運動公園の機能強化を図りスポーツレクリエーション拠点及び防災拠点として活用します。
	都市・自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庄手川、亀崎川は、市民の親しめる水辺空間の形成を図ります。
	景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。

(2) 細島地域

将来目標		
人と海が融合し資源を活用した活気あふれるまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 細島港商業港地区の漁港としての機能を強化します。 ○ 「海の駅」を活用した回遊・滞在型観光の振興を図ります。 ○ 細島港工業港地区は港湾機能並びに流通業務機能の強化を促進します。 ○ 日向岬を中心に観光レクリエーションの拠点地区として位置づけします。 		
方針		
土地利用	商業ゾーン	○ 商業地については、用途地域区分の変更を含め、実情に応じた対応を図ります。
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業港地区中心部では業務機能の強化を図り、その外縁部では住工共存の柔軟な土地利用を検討します。 ○ 企業誘致のフォローアップとして、工業地の利便性を一層高めます。 ○ 埋立により創出された新たな工業地について、活用を進めます。
都市基盤	道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の骨格軸を形成する（都）財光寺仙ヶ崎通線を主要幹線道路、（都）細島御鉾ヶ通線及び（都）日知屋財光寺通線を幹線道路と位置付け、特に（都）財光寺仙ヶ崎通線については、本市の骨格軸の中心であるので全線4車線化を早期に進めます。 ○ 本地域周辺の道路網の抜本的な整備・改善を図ります。
	公共公益・施設等	○ 細島港商業港地区周辺は、漁港として機能を強化しつつ、「海の駅ほそしま」を活用した観光振興を図ります。
	産業	○ 細島港商業港地区周辺は、港湾機能及び流通業務機能の強化を促進します。
	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。 ○ 幡浦公園、朝日公園、御鉾ヶ浦公園を防災施設として活用します。
地域環境の保全・創出	公園緑地	○ 米ノ山周辺を観光レクリエーション拠点として活用します。
	都市・自然環境	○ 日向岬（馬ヶ背）を中心とした国定公園区域の自然環境の保全を図ります。
	景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業の敷地での緑化を推進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。 ○ 工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 ○ 日豊海岸国定公園の風光明媚なりアス式の自然海岸線の景観の保全を図ります。 ○ 細島地区景観計画に基づき、歴史的建造物等の保全、整備を図ります。
その他の方針（歴史・文化）		○ 国指定天然記念物「日向岬の柱状節理」の岩礁の景観について、教育、普及や活用を図ります。

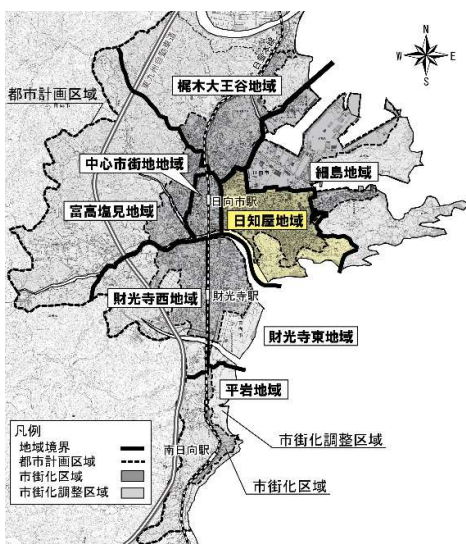
[地域別構想図]



(3) 日知屋地域

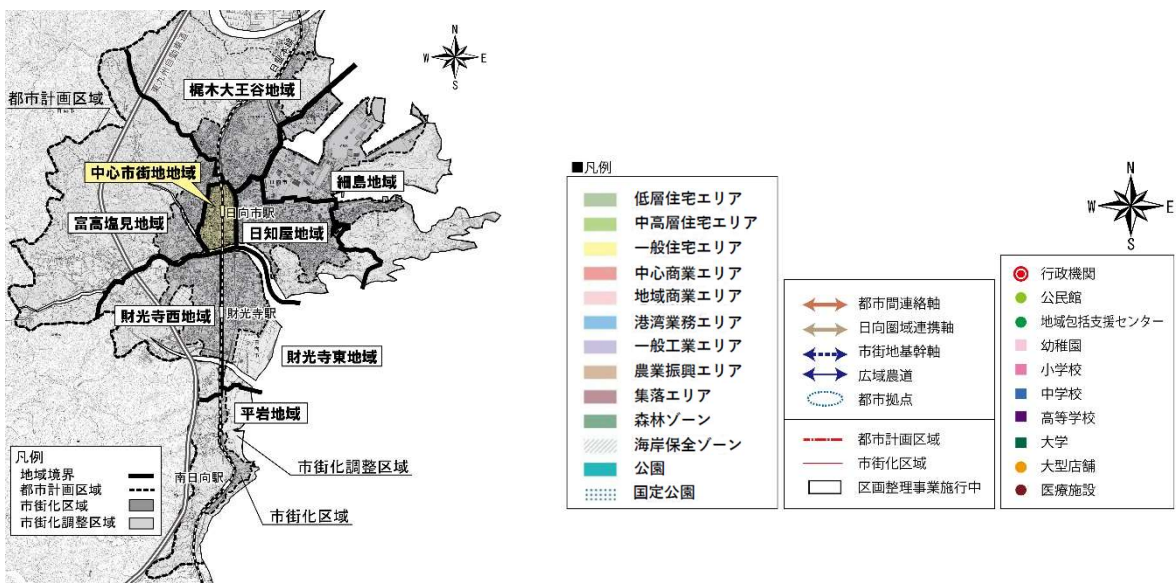
将来目標		
良好な居住環境と自然景観を一体的に保つまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の用途純化を一層高め、住環境の向上を図ります。 ○ 住環境の保全と景観整備を統一的に図ります。 		
方針		
土地利用	住宅ゾーン	○ 平野、深溝地区は、道路整備や面整備等による未利用地の宅地化を推進します。
	工業ゾーン	○ 地域北部の工業地については、住宅地に近接しているため、住工の混在を防止し、周辺環境への配慮を十分に行った上で、現在の工業系土地利用を維持する方針とします。
	市街化調整区域	○ 伊勢ヶ浜及び荒浜を中心とした観光レクリエーション拠点を整備し、米ノ山観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、本地域の観光レクリエーションの形成を推進します。
都市基盤	道路・交通施設	○ 本市の骨格軸を形成する（都）財光寺仙ヶ崎通線、（都）細島新財市通線、を主要幹線道路、（都）日知屋財光寺通線、（都）中央通線、（都）草場細島通線を幹線道路として位置付けます。
	都市防災	○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。 ○ 櫛の山公園を防災施設として活用します。
地域環境の保全・創出	公園緑地	○ 伊勢ヶ浜及び荒浜を中心とした観光レクリエーション拠点を整備し、米ノ山観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、本地域の観光レクリエーションの形成を推進します。
	都市・自然環境	○ 伊勢ヶ浜及び荒浜周辺の、観光レクリエーション地帯の保全に努めます。 ○ 櫛の山周辺については、市民に親しめるレクリエーション地の形成を図る地帯とします。 ○ 塩見川は、市民の親しめる水辺空間の形成を促進します。
	景観	○ 工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 ○ 白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。 ○ 中央通線の景観軸としての整備を図ります。

[地域別構想図]



(4) 中心市街地地域

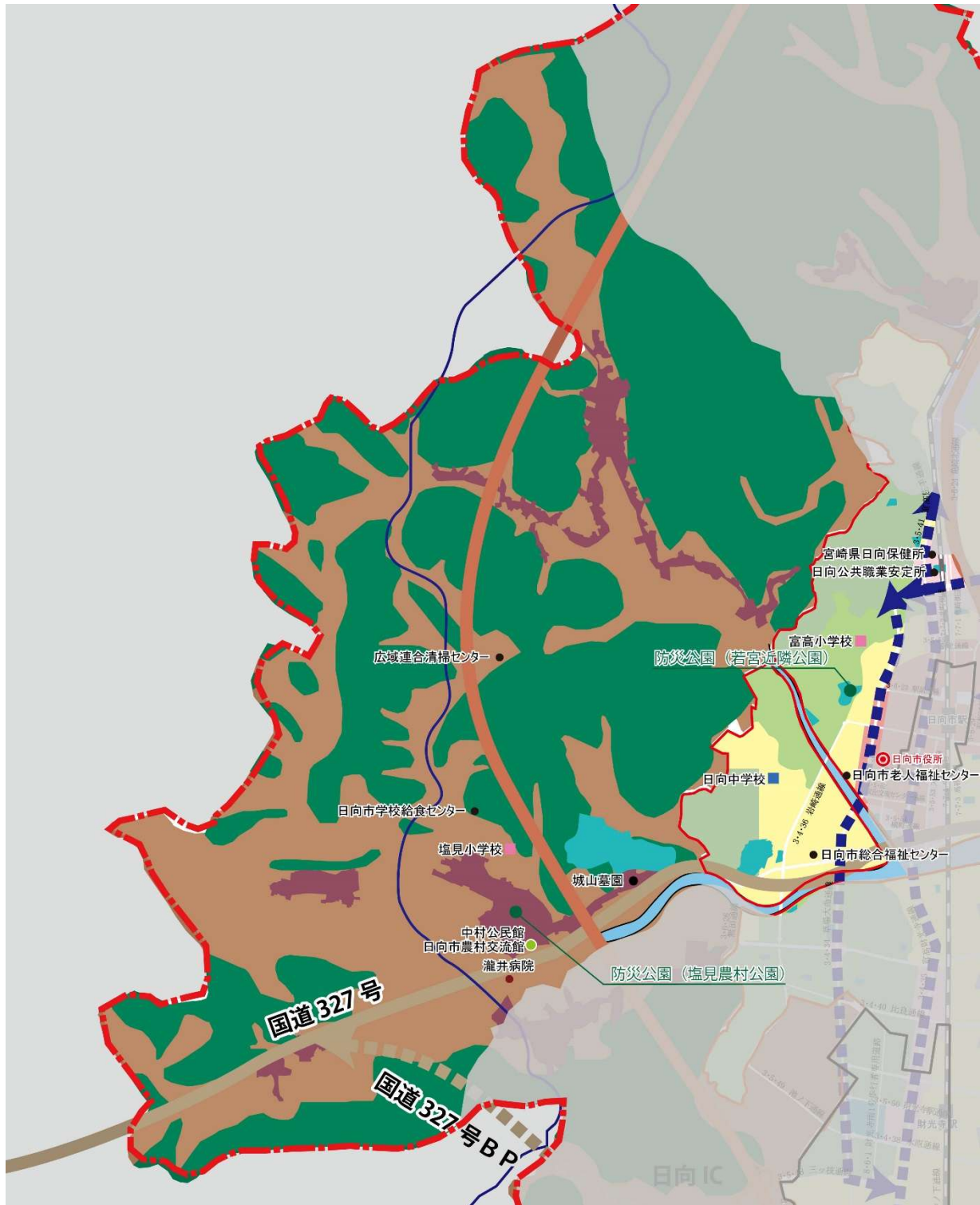
<p>将来目標</p> <p style="text-align: center;">日向圏域の生活・文化が交流する賑わいのあるまち</p> <p>○ 建築物の用途純化を一層高め、住環境の向上を図ります。 ○ 住環境の保全と景観整備を統一的に図ります。</p>		
<p>方針</p>		
土地利用	商業ゾーン	○ 商工会議所や商店街と連携し、空き店舗の活用や賑わいと回遊性の創出に取り組みます。
都市基盤	道路・交通施設	○ J R日豊本線の連続立体交差化により一体化された市街地において、幹線道路網の整備を推進します。 ○ 本市の骨格軸を形成する国道 10 号、国道 327 号を広域幹線道路、(都) 富高財光寺通線、(都) 富高庄手通線を主要幹線道路、(都) 草場大曲通線、(都) 草場細島通線、(都) 中央通線及び(都) 北町通線を幹線道路と位置付けます。
	上下水道	○ 公共下水道の整備を推進するとともに、土地区画整理事業やソフト事業等により都市基盤の強化を図ります。
	公共公益施設等	○ 地域住民の学習のための機能を充実するため、図書館等の文化施設の充実を図るとともに、放送大学宮崎学習センターの活性化を図ります。
	住宅・宅地整備	○ 土地区画整理事業の実施による中心市街地の利便性を向上させ、住宅地への人口増加を図ります。
	都市防災	○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。
	福祉	○ 駅と主要な施設をつなぐ動線のバリアフリー化を進めます。(部門別計画より)
	地域環境の保全・創出	公園緑地
都市・自然環境		○ 富高川及び塩見川の整備は、市民生活の憩いの場となる親水性の高い、水辺空間の創出を目指します。 ○ 街路樹の植栽は適正な維持管理を行い、アメニティ空間の創出を図ります。
景観		○ 土地区画整理事業を中心にまちのにぎわい創出や魅力づくりを推進します。(部門別計画より) ○ 日向市駅周辺地区地区計画により魅力あるまちなみ景観を目指します。



(5) 富高塩見地域

将来目標		
営農活動と調和した閑静な居住環境を創造するまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地の整備を行い、快適な住環境を推進します。 ○ 農用地等の保全・整備を図り、良好な営農活動を促進します。 		
方針		
土地利用	住宅ゾーン	○ 無秩序に形成されてきた住宅地や市街化が進みつつある地区では、良好な住宅地形成について検討します。
	市街化調整区域	○ 既存集落の住宅建築については、住民等と調整を図り規制緩和を検討します。
都市基盤	道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の骨格軸を形成する国道 327 号を広域幹線道路、(都)草場大曲通線、(都)草場細島通線を幹線道路、その他の都市計画街路を補助幹線道路と位置付けます。 ○ 市街地と各集落を結ぶ道路網の整備を図ります。
	住宅・宅地整備	○ 住宅の浸水対策等、災害に強い住環境の整備を図ります。
	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。 ○ 若宮近隣公園、塩見農村公園を防災施設として活用します。
地域環境の保全・創出	都市・自然環境	○ 富高川及び塩見川の整備は、市民生活の憩いの場となる親水性の高い、水辺空間の創出を目指します。

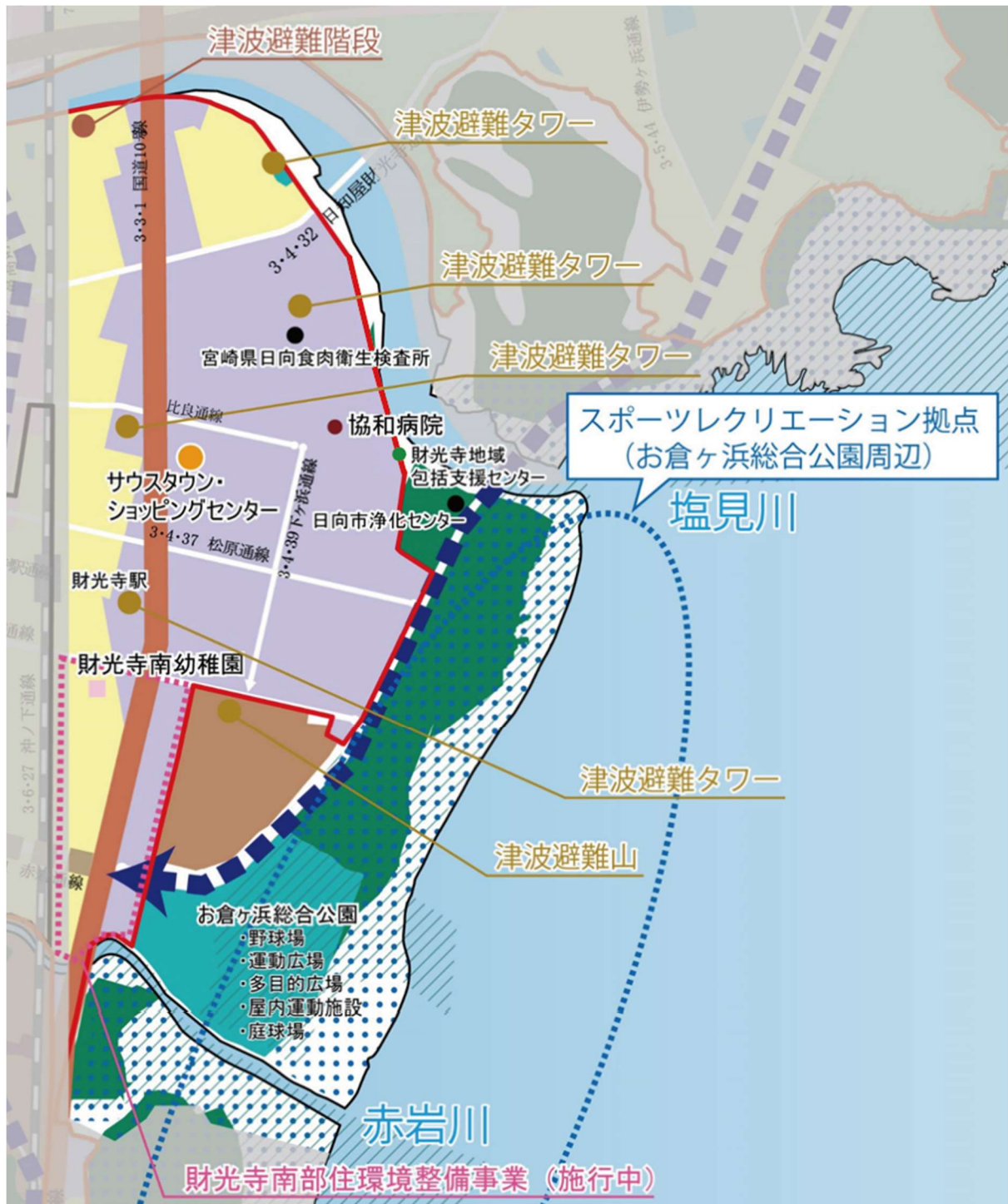
[地域別構想図]



(6) 財光寺東地域

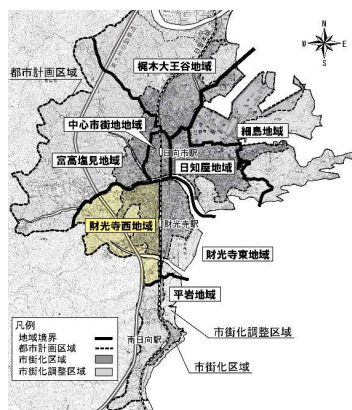
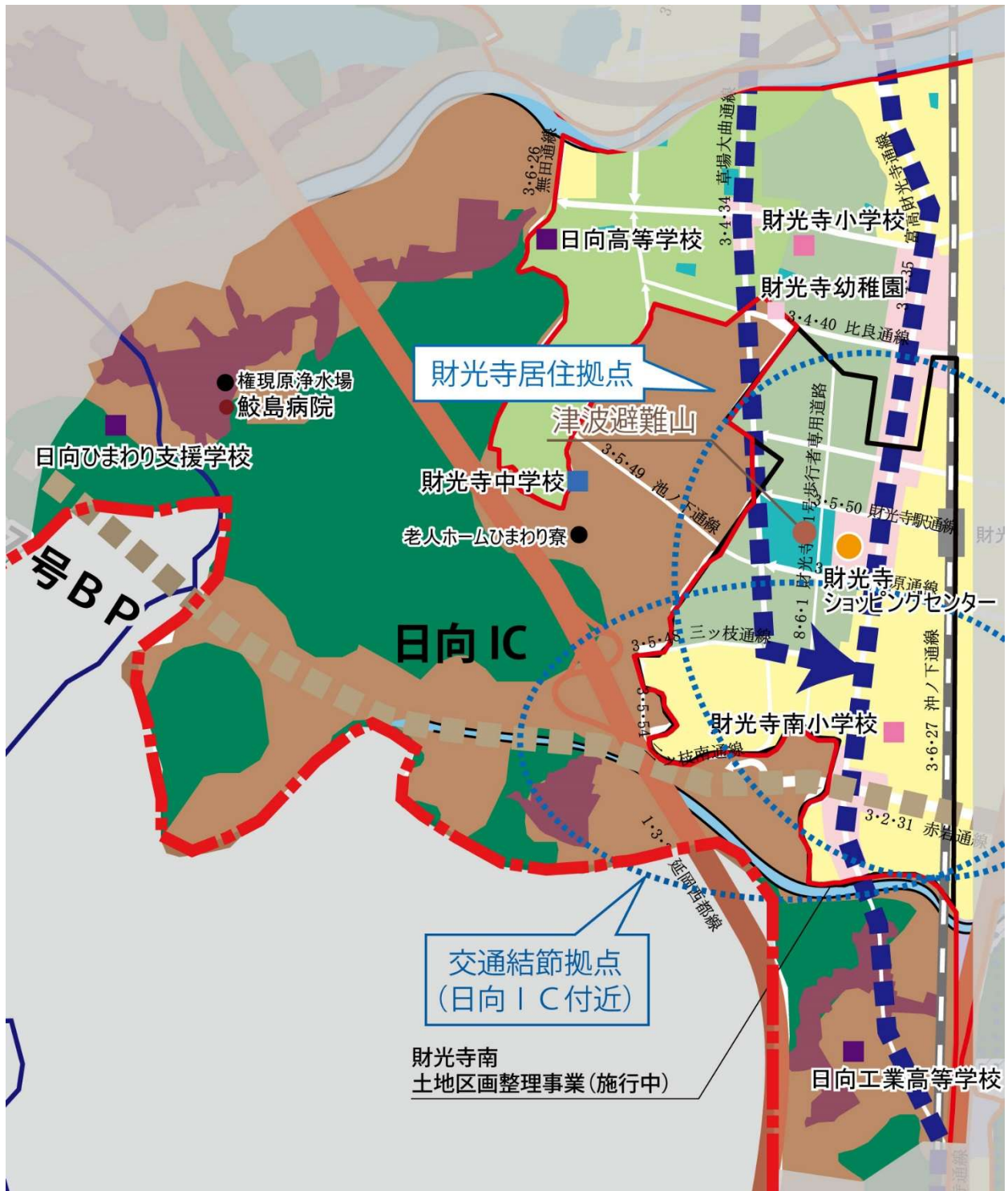
将来目標		
スポーツと自然を活かし住工調和型を促進するまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住環境とも環境面で調和を図りつつ、住工調和型の都市づくりを推進します。 ○ 排水整備や面整備等による生活基盤の強化を図り、本地域にふさわしい都市づくりを進めます。 ○ 国道 10 号の 4 車線化とその周辺の施設整備を図ります。 ○ お倉ヶ浜総合公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備します。 		
方針		
土地利用	住宅ゾーン	○ JR 日豊本線沿いの住宅地については、市民に身近な生活利便施設等の立地を一定の範囲で許容した住宅地の形成を図ります。(一般住宅地)
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東九州自動車道の開通に伴い、企業立地需要の高まった場合の受け皿となり得る地区整備の可能性を検討します。 ○ お倉ヶ浜海岸等の各観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、観光レクリエーション地区の形成を推進します。
都市基盤	道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の骨格軸を形成する国道 10 号を広域幹線道路、(都) 財光寺仙ヶ崎通線を主要幹線道路、(都) 日知屋財光寺通線を幹線道路と位置付けます。 ○ 国道 10 号については、沿線における土地利用の有効活用を図ります。
	上下水道	○ 公共下水道の整備を計画的に推進します。
	都市防災	○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。
	住宅・宅地整備	○ 住環境整備事業等により、住宅の浸水対策等を行い、災害に強い住環境の整備を行います。
地域環境の保全・創出	公園緑地	○ お倉ヶ浜総合運動公園の機能強化を図り、スポーツレクリエーション拠点として活用します。
	都市・自然環境	○ 塩見川及び赤岩川の整備は市民の親しめる水辺空間の創出を目指します。
	景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 ○ 白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。

[地域別構想図]



(7) 財光寺西地域

将来目標		
快適かつ機能的で良好な居住環境を備えたまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に便利な施設を備えた住宅地の整備を行い、新しい住環境の形成を推進します。 ○ 農用地の保全・整備を図り、良好な営農活動を推進します。 ○ 東九州自動車道を活かした日向インターチェンジ周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。 		
方針		
土地利用	住宅ゾーン	○ 財光寺南土地区画整理事業に伴い、良好な住環境の形成を推進します。
	商業ゾーン	○ 住宅地の利便性を高めるための商業施設の誘導を図り、商業施設の集積を図るため、財光寺南土地区画整理事業地内のショッピングセンターのさらなる活用を図ります。
	市街化調整区域	○ 既存集落の住宅建築については、住民等と調整を図り規制緩和を検討します。 ○ 日向インターチェンジ周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。
都市基盤	道路・交通施設	○ 本市の骨格軸を形成する(都)富高財光寺通線を主要幹線道路、(都)草場大曲通線、(都)日知屋財光寺通線を幹線道路と位置付け、市街地における地域間の連絡を担う道路として整備を推進します。 ○ 東九州自動車道日向ICから入郷方面に向けての国道327バイパスの整備を促進します。
	上下水道	○ 土地区画整理事業やソフト事業等により都市基盤の強化を図ります。
	産業	○ 日向インターチェンジ周辺への企業誘致等を促進します。
	都市防災	○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。
地域環境の保全・創出	都市・自然環境	○ 市街化調整区域内の農地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、営農環境を保全していきます。 ○ 財光寺南土地区画整理事業内で、地区計画等のまちづくりのルールづくり等により、良好な住環境の形成を推進します。 ○ 塩見川及び赤岩川の改修整備を促進します。
	景観	○ 財光寺南土地区画整理事業により魅力あるまちなみ景観を目指します。



(8) 平岩地域

将来目標		
人と自然が織りなす地域生活の拠点となるまち		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市基盤の保全を図り、快適な生活空間の創造を図ります。 ○ 南日向駅周辺を核としたにぎわいのある地域生活拠点の形成を図ります。 ○ 農業集落施設の整備とともに農用地の保全・整備を図ります。 ○ 周辺の海岸線を利用した景観形成を図ります。 		
方針		
土地利用	住宅ゾーン	○ 現状の低層住宅を中心とした、住環境の維持・保全に努めます。
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存集落の住宅建築については、住民等と調整を図り規制緩和を検討します。 ○ お倉ヶ浜海岸等の各観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、観光レクリエーション地区の形成を推進します。
都市基盤	道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の骨格軸を形成する広域的な道路である国道 10 号を広域幹線道路、県道土々呂日向線を主要幹線道路と位置づけます。 ○ 安全で快適な生活ができるよう生活道路の整備を推進します。
	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。 ○ 平岩児童遊園、平岩農村公園を防災施設として活用します。
	福祉	○ 南日向コミュニティセンターの利用増進を図り、地域全体の活性化を推進します。
地域環境の保全・創出	都市・自然環境	○ 市街化調整区域内の農地については、現在の営農環境を整備・保全します。
	景観	○ 白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。

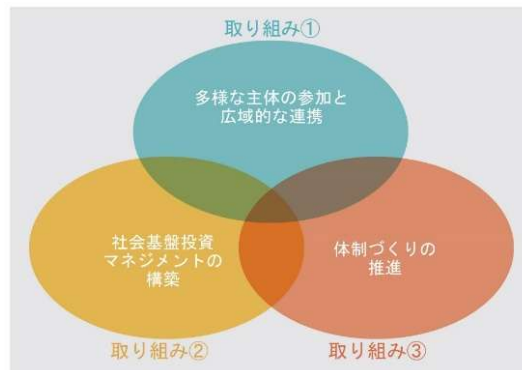
※令和8年度にとりまとめる予定

第4章 防災指針

第 5 章 都市づくりの実現に向けて

1. 実現に向けた取り組み

前述の都市づくりのテーマと目標を受け、その実現に向けた取り組みを以下に提示します。



取組み 1 多様な主体の参加と広域的な連携

より良い都市づくりには、市民、ボランティア団体、民間企業等の様々な人々が参加する主体的な取り組みが必要です。多様な主体の参加は、これまでの行政では十分対応しきれなかった分野を補完する以外にも、多様な要請に対応するきめ細かいサービスの提供とその質の向上を可能にします。本市においてもこれまで、多様な市民や団体等の参加のもとにまちづくりが行われてきており、今後もこのような参加型のまちづくりを推進します。

また、人口減少や少子高齢化が進む中で、市民の多様な要請にこたえ、質の高い自立的な日向市を形成していくためには、行政単位の枠を越えた広域的な発想が必要であり、近隣自治体との連携に主体的に取り組む施策の展開が求められます。このような近隣自治体との連携は、新たな日向市の発展の機会を創出し、市の提供するサービスの高度化と効率的な基盤整備を可能とし、また、本市を含めた日向入郷圏域に共通する広域的な課題の解決等に効果を発揮するものです。以下では、そのための取り組みの方策を提示します。

■ 多様な主体の参加を促進するための方策

都市づくりにおける市民参加と合意形成システムの整備

- まちづくりへの市民参加の意識の高まりにこたえ、市民参加と合意形成のシステムを整えることが必要です。
- 土地利用や基盤整備等については、基盤投資の効果、所要資金とその負担、環境への影響、災害の危険度等について情報提供の仕組みを構築します。

民間主体の能力や資金の活用に向けた取り組み

- まちづくりに市民が参加する主要な手法となりうるボランティア活動等の推進やまちづくり協議会等の設置のほか、民間のノウハウや資金力を活用した事業の推進方式を検討します。

■ 周辺地域との連携・交流を推進するための方策

- 定住人口に加えて、交流人口が地域活性化の重要な視点となることから、周辺地域との連携を促進するためには、本市と近隣自治体とが連携や協力する意識を持ち、市民意識の醸成を図るための交流事業の実施や、共同利用施設の整備等を行う等、周辺地域との連携を着実に進めます。

取組み2 社会基盤投資マネジメントの構築

社会基盤投資の基本方向としては、今後の人口減少・少子高齢化の進行や限られた経営資源の効果的・効率的な活用を踏まえながら、長期的な視点による計画的な投資を進めます。そのために、社会資本ストックの有効利用方策等ソフト的な施策も含めて重点的、効率的な投資に努めます。

また、本市の特性を踏まえた効果的な基盤投資や次世代に備えた効果的な基盤投資等も考慮した総合的な社会基盤投資のマネジメントを構築します。以下ではそのための取り組みの方策を提示します。

■重点的、効率的な基盤投資

重点的な基盤投資

- 本市の社会基盤整備にあたっては、本市の発展の阻害となっている課題地区、最も早急に整備する必要のある地区や広域的なアクセス施設等について、重点的な基盤投資を進めます。

効率的な基盤投資

- 今後は周辺地域と連携し、効率的な基盤投資を進めつつ、建設コストの縮減、ストックの有効利用、費用対効果分析等の導入による投資や民間活力の活用等の手法を駆使して、効率的な基盤投資に努めます。

■新しい視点に立った基盤投資

今後の社会経済構造の大きな変化に対応できるように、新しい視点に立った基盤整備を進めます。そのために以下の視点を重視して、社会基盤投資を進めていきます。

- 安全性が高く長期の使用が可能な基盤整備
- 平常時のみならず災害時でも活用できる都市施設等の有効利用による効率化
- 地域の景観と調和し、自然環境の保全や回復に寄与し、しかも利用者の立場も考慮した自然との共存を重視した基盤整備
- 廃棄物のリサイクルによる環境負荷の低減や生活排水等の処理技術等、新しい技術開発の積極的な活用

取組み3 体制づくりの推進

前述の「多様な主体の参加と広域的な連携によるまちづくり」を効果的に推進するためにその体制づくりを進める必要があります。そのための取り組みの方策を以下に示します。

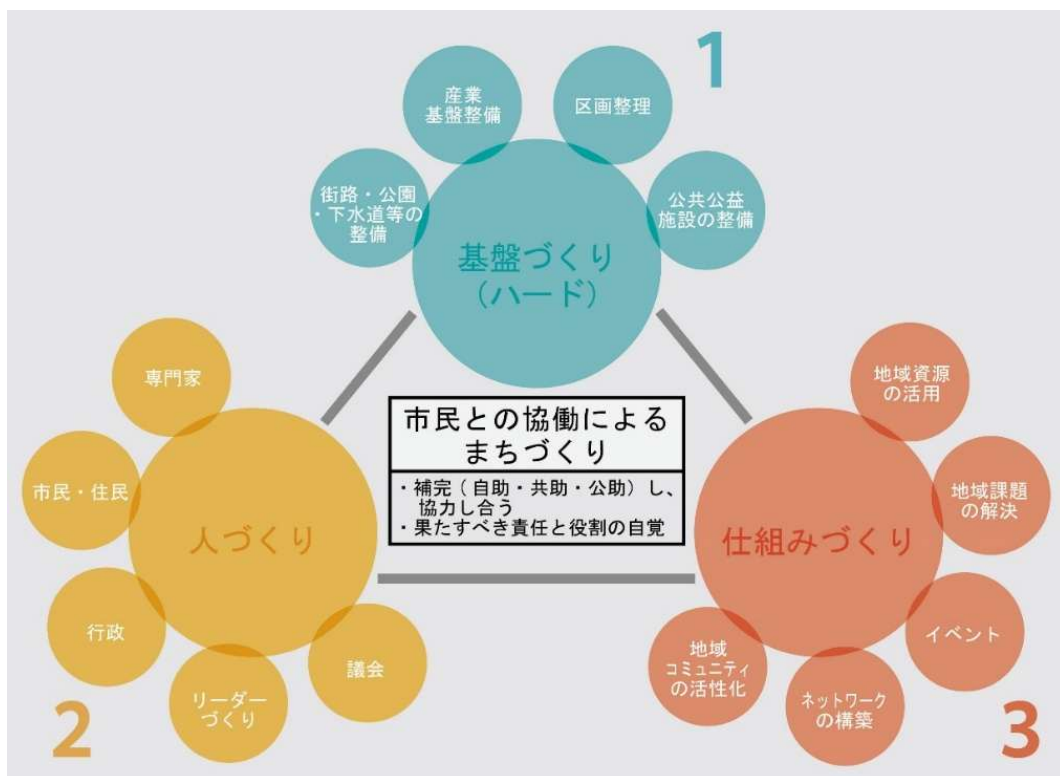
■ 市民協働によるまちづくりの体制づくり

これからのまちづくりにおいては、市民がお互いに、あるいは、市民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むことが必要です。この協働のまちづくりにより、これまでの「公共サービスを行政だけが担う」という公助中心の行政主導によるまちづくりから「自助・共助・公助」がうまく融合された社会の実現を目指します。

具体的には、「ハードの整備・維持・運営のための協働」、「自治体間を越えたソフト事業の協働」、「ハードの整備ならびにソフト事業への市民参画の方法」等を、地域の自治会（区）やまちづくり協議会をはじめ、地域を構成する各種団体等と検討します。

その後、この活動を基軸に、行政だけでなく、市民や地域を構成する各種団体が、それぞれの特性や役割を理解し、尊重したうえで、互いに知恵や力を出し合い、責任を共有しながら協力し合う「市民との協働によるまちづくり」に取り組んでいくことを基本的な方針とします。

[市民協働のまちづくりイメージ図]



■総合的なまちづくり計画の体制づくり

この都市計画マスタープランは、都市計画区域を主たる対象範囲としていますが、都市計画区域は市全体面積の約15%にすぎず、将来的には市全体を対象とした総合的なまちづくり計画の作成が必要となります。特に考慮すべき点としては、都市地域以外の地域である農業振興地域、森林地域、自然公園地域、そして自然保全地域等を視野に入れた市全体を対象とすることです。

この都市計画マスタープランは、「第2次日向市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）及び「都市計画に関する基本方針（宮崎県計画）」等と整合を図りながら策定されたものです。

- 「日向市総合計画」は、政策のビジョンを中心に都市基盤整備以外に、産業、教育、福祉等を含む市政全般の分野についての方針を提示しています。
- 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）は、本市を含む延岡市、門川町、高千穂町の都市計画区域を対象範囲としており、その中で本市の都市計画区域の主要な都市施設や土地利用等の方針を提示しています。
- 「都市計画に関する基本方針（宮崎県計画）」は、都市計画区域マスタープランの上位計画であり、宮崎県全体の都市づくりの基本方針を提示しています。
- 「宮崎県北地方拠点都市地域基本計画」は、本市を含む2市2町（策定時2市5町1村）を対象範囲としており、その中で本市の役割分担と整備の方向が提示しています。

今回、「日向市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）等の上位計画の改定や、策定から9年が経過したことによる日向市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて改定を行いました。

「日向市総合計画」等の各種計画は、日向市の将来構想を中心としたマスタープランで、相互のマスタープラン間の整合は図られているものの、その主題は異なっており、日向市全体の総合的なまちづくり計画の作成が必要となっています。

都市計画マスタープランを「日向市総合計画」の具現化した総合的なまちづくり計画（まちづくりの基本方針）として位置づけ、今後とも、日向市を取り巻く社会情勢の変化に対応しながら概ね5年ごとに見直すことを基本とします。

さらに、今後、地方分権が一層進み、それに関連して都市計画法、地方自治法及び国土利用法等の改正やまちづくり条例等が制定された場合に、総合的なまちづくり計画としての骨格を順次整えていくものとします。

その際には総合的なまちづくり計画の下部組織として、まちづくりに関係する組織を中心に編成を行い、その体制づくりの骨格を形成していくものとします。

上位計画

日向市総合計画

政策ビジョンを中心とした全分野を対象

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

日向市以外に延岡市、門川町、高千穂町を含めた広域の都市計画区域対

都市づくりの基本方針としての本都市計画マスタープラン

都市づくりの全体構想

分野別構想

地域別構想

具体化に向けた分野別・地域別計画

都市計画マスタープランを基に、事前復興まちづくり計画や地区計画等のように特定の分野や地区に特化した計画を定めることで具体的な施策やルールを共有していきます。

総合的なまちづくり計画の体制づくり

総合的なまちづくり計画の骨格形成と下部組織としての組織編制を行うために、本都市計画マスタープランの内容充実を図り、まちづくり計画の体制を構築していきます。

日向市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
日向市建設部都市政策課